

午前10時1分 開議

議長（奥和田好吉君） ただいまから平成13年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、12番 北出寧啓議員からは欠席の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番 真砂 満君、6番 東 重弘君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、19番 和気 豊君の質問を許可いたします。和気君。

19番（和気 豊君） おはようございます。日本共産党泉南市会議員の和気 豊でございます。大綱4点にわたり一般質問をしましてまいります。

大綱第1は、大型公共事業の凍結・見直しと生活密着型公共事業の推進についてであります。

泉南市は、昭和62年以降空港関連事業と称して大型公共事業を進め、国の単独事業の押しつけに追隨して未曾有の借金財政をつくり出してきました。そして、市長自身は、昭和62年事業部長として公共事業の推進に政策的な参画をされる立場に立たれ、それ以降本来的には府がやるべきりんくう道路樫井西岡田吉見線など空港関連の大型公共事業を推し進めた泉南市の公室長兼理事、助役、市長と、まさに政策決定の中枢に位置してこられたわけであります。

その間、借りに頼った市政運営により、借金残高は一般会計で118億7,500万円から約240億円と2倍強にはね上がり、今や市民1人当たり37万円にも達しています。これだけ借金を積み重ねておきながら、危険、老朽化が問題になっている学校、幼稚園、保育所、学校給食センターの緊急に求められている大規模改修にはこととして7年間手をつけず、可能な限りとみずからつくり出した財政危機を口実に、後列に追いやる立場をとっています。

そして、さらに問題なのは、市財政悪化の指標である経常収支比率が100を超える中、国の行革大綱を4年前他市に先駆け取り入れ、市民と市職員に犠牲を強いる行政改革を強行、年を追うごとにその速度を加速させていることでもあります。

幼稚園授業料の値上げ、府に同調した老人医療費助成制度、老人医療一部負担金の打ち切り、敬老祝い金の大幅な支給打ち切り、そして平成13年のことしは保育料、水道料金の引き上げと市民の暮らしと生活を圧迫、高齢者いじめを進めています。4年間で約10億円近い経費効果が生まれたと胸を張る市長のとどまることを知らない市民犠牲の姿勢に、疑念を感じないわけにはまいりません。

莫大なこの借金財政のツケである公債費が危険ラインである15%を大きく超え、借金の元利返済額が一般会計だけでも年間25億7,000万円、下水道会計への借金返済を償う繰出金約13億4,000万円余を合計すると49億円にもなり、総予算に占める借金返済の割合は25%にも達し、昨年比で約7%も上回ります。まさに市が言うように、借金返済額が平成14年に向けピークに達し、これ以上借りに頼る公共事業ができなくなっているのがことし13年度の財政上の最大の特徴であります。

しかしながら、市長の政治姿勢はここまで筒いっぱいのところまで来ていながら、開発優先の立場を変えようとしていません。いや、むしろこれまでの今議会でのやりとりを聞いていまして、将来を見据えた都市基盤整備に力を入れ、道路、公園などを飛躍的に前進させてきた、と誇らしげに胸を張られます。

私は各論の質問に入る前に、市長の大型公共事業に対する考え方と学校、幼稚園、給食センターなどの改修、生活道路、公園など生活に密着した公共事業を進めていく上での基本的な考えをお聞かせいただきたいと思います。

それでは、各質問に入っております。

まず第1は、農業公園についてであります。

まさに今年度予算の最大の公共事業です。4億1,300万円、一般会計全事業費の34%、事業費における借金総額の約40%もの借金を投入し

ながら、ことしはその通過点に過ぎず、これからも11億7,000万円を超える膨大な市民の税金を投入することが財政危機のもと、問題はないのでしょうか。私は、公共事業はすべてにわたって住民の皆さんの願いを酌み上げ、合意を得ることを前提に、事業途中のものについては、目的、経済効果、採算性、環境保全などの角度から徹底した見直しを図る必要があると思います。農業公園の事業目的には、まさにそぞらしいきれいごとが並べられています。

問題は、経済効果、採算性、環境保全などの事前の評価です。今もって市がそのことを実施したとは聞いておりません。大型公共事業優先の姿勢をなかなか変えようとする国でさえ、欧米諸国と比べれば問題いっぱいではありますが、事業評価制度を公共事業を進める前提にしています。市は事前に必要な評価をした上で、この事業を進められるのかどうか、まずお聞きをいたします。あわせて、利用者の予測、運営管理費節減の具体策の検討についても1年前の議会で約束をいただいております。その結果についてお答えを願います。

第2は、基幹農道についてであります。

総額42億円、市の持ち出しだけでも約7億円近い持ち出しが避けられないこの事業についても、市財政への影響はもちろんのこと、この事業の経済効果、採算性、環境保全などの事前の評価を市独自でも実施した上で進める必要があると思いますが、答弁を願います。

大綱第2は、介護保険制度の改善についてであります。

その1は、保険料、利用料の軽減についてであります。

私は、一貫して厚生省のワークシートを引き写しにしたサービス供給量が他市に比べ2倍から3倍と実情を反映しない高いものになっていること、そこから試算した保険料が高過ぎることを指摘してまいりました。実施から約11カ月、ほぼ大方の予測が出ていると思います。お答えをいただきたいと思います。同時に、その上に立って被保険者への対応をどうしていかれるのか、お聞かせをいただきます。

その2は、アンケートによる実態調査の集計結

果が出ていると思います。保険料負担、サービス基盤の整備、苦情処理への対応に対する被保険者の意見と、それへの市の対応についてお聞かせください。

大綱第3は、同和行政の終結に向けてであります。

総務省はことし1月26日開催した全国都道府県企画担当課長会議で配付した「今後の同和行政について」という文書の中で、特別対策は本来時間限的なもの、特別対策をなお続けていくことは差別解消に必ずしも有効でない。人口移動が激しい状況の中で、同和地区、同和地区関係者に対象を限定した施策を続けることは実務上困難、と明記しています。

また、高知県が2月19日、同和団体への補助金の全廃と同和対策本部と同和対策課の廃止を決めることを表明しています。同和事業終結は、まさに時代の流れになっています。残事業の期限切れを前に、市の対応をお伺いします。

その1は、住宅入居についてであります。

私は、昨年度12月議会で市同和促進協議会が市を抜きにし市営住宅への入居決定を行っていた事実を示して、市の責任で選考をやり直すように求めました。同時に、市同和促進協議会が公正な同和行政を進めるために必要な組織という市長の発言を批判さしていただきました。私がこの問題を取り上げて以降、いろいろな反響がありました。その中で、1つだけ事実であれば見過ごしにできないことがありますので、確認をさせていただきたいと思います。

市営前畑住宅の入居をめぐる不正常な入居が行われたということでもあります。私がこの問題を取り上げるのは、12年度の11月のあの不正常な入居決定では、37人の申請に対し決定されたのは7人と聞いています。これが事実なら、30人は待機を余儀なくされているわけでもあります。その一方で、不正常な入居があったとしたら事は重大です。事実はどうなのか、入居については正規の手続を踏まえ、適正にやられているのかどうか、12年度を振り返って具体的にお答えをください。

その2は、幼保一元化という他市にも例のない

幼児教育をやめ、鳴滝第1、第2保育所でも地区外保育所を実施すれば130を超える入所枠ができ、信達保育所など一般保育所で出ている待機児をなくすことができると思いますが、地区外保育を実施していない唯一の市として府からも意見が出されている保育行政をどう改めていかれるのか、お答えください。

その3は、公共施設の管理・運営についてであります。

地方自治法138条の2には、地方公共団体の執行機関は、法令、条例、規則、規定に基づく事務をみずからの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負う、とあります。若松湯、寿湯の管理・運営について、部落解放同盟鳴滝支部に管理を委託していますが、その根拠についてお示しを願います。

大綱第4は、地場産業の振興についてであります。

その1は、泉南市の地場産業、中でも繊維、農業についての現状、とりわけ外国製品の輸入攻勢の影響下での現状についてお示しを願います。

その2は、昨年9月、泉南市議会は激増する輸入野菜に対する緊急輸入制限措置（セーフガード）を求める意見書を採択しています。その後の市の対応についてお示しを願います。

質問は以上であります。

議長（奥和田好吉君） ただいまの和気議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の総括的にお聞きになりました事業関係について御答弁を申し上げます。

今、議員披露されましたのは、昭和60年代前半から進行してまいりました道路整備等についての御質問であったわけでございますけれども、御承知のように本市の基幹道路というのは、都市計画道路として計画決定をして事業を進めてまいりました。特に、弱かった海山道路の整備を中心に進めてまいったところでございます。大きく4本の都市計画道路を決定いたしまして、府道は府、市の事業主体の分は市が実施をしてまいりました。

御承知のように本市の都市計画道路は、一定の間隔ごとの格子状にきちっと都市計画で決められ

ておりまして、その骨格道路としての役割を十分に備えた計画決定となっております。そして、事業につきましては、空港関連事業ということもございましたけれども、そういうチャンスをとらえまして、都市基盤の整備の根幹でございます道路を中心に整備を行ってきたところでございます。

その結果、ごらんのように他市にも例を見ない道路整備が進んだわけでございまして、これは市民の利便性の向上を初め、防災上あるいは緊急車両の通行も含めまして大きな成果を上げているところでございますので、そういう御批判については、全く当たらないというふうに考えております。

特に、道路の重要性といいますのは、今日の問題だけではなくて、将来数十年にわたってこれが機能を発揮していくという中長期的な観点の部分もございまして、そういう意味では非常に今回整備が一気に進んだということは、高く評価すべきであるというふうに考えております。

当然、事業をいたしました関係で起債を充当している部分も相当ございまして、その後年度負担ということで起債残高がふえてまいりましたけれども、平成9年でピークアウトいたしております。償還につきましては、平成14年がピークということになっておりますので、ここ13、14、15ぐらいがその償還がピークになるということで厳しい財政運営を強いられておりますけれども、それを越しますと一定返済額も減ってくるということでございます。

また、生活道路等の整備につきましても、毎年計画的に地域の要望も踏まえた中で整備をいたしております。本市の場合はそういう近時的にやらなければいけない部分と、将来的にわたって実施をしなければいけない事業と、両方相まって進行をいたしているところでございます。

また、教育施設の御指摘もございましたけれども、本市の教育施設は、建設の時代から相当年数がたちまして非常に老朽化が進んでいるという事実がございまして、計画的に補修を行っているところでございますけれども、阪神・淡路大震災の例の耐震の問題が生じてまいりまして、まずこのチェックをしないと次に進めないといいますが、補助をいただけないということもございまして、昨年度

からこれの調査に入っているわけでございます。本市におきましては、既に小学校については12年度で、中学校については13年度で実施をするということにいたしております。

その結果を踏まえまして、これは具体的に学校全体ということだけでなく、棟別にこの部分は補修でいける、あるいはこの部分は大規模改修をしなければいけないと、こういう分け方で細かくチェックをいたしております。現在その取りまとめを行っておりますので、それができ次第のステップに入っていきたいというふうに考えております。

また、老朽化が進んでおります給食センターにつきましても、13年度において一部改修を実施してまいりたいというふうに思っております。教育施設の整備というのは、やはりこれからの大きな1つの柱、課題となっていくということで、積極的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

その他につきましても、可能な限り生活に密着した、しかも防災に寄与するような形での公共事業というものを中心に行ってまいりたいと考えております。

それから、御指摘ありましたセーフガードの件でございますけれども、これは今議論になっておりますのは農業の分と、それから繊維の2つがございます。御質問のありました農業の場合は、本市は都市近郊の立地を生かしました生鮮野菜等の供給地でございます。府下有数の野菜産地となっております。野菜生産を取り巻く環境は、農地の減少、後継者の不足等厳しい状況にあることは否めません。しかし、優秀な農家が消費者ニーズに合った作物栽培、経営の合理化等、自助努力によって高品質で新鮮な野菜を都市部に供給をいたしております。

近年、国際化の進展によりまして、中国、韓国を初めとするアジア諸国による輸入野菜が増加してきております。全国収穫量に対しましてタマネギで15.1%、ネギで3.4%、キャベツで3%が輸入されておまして、野菜全体で約2割が輸入野菜に占められているという話もございまして、市内の農業経営にも影響があるのではないかとこのように考えられます。

国におきましては、現在輸入増加による影響、セーフガード発動に係る調査が実施されております。このような状況下におきまして、本市では立地条件を生かした高収益型の農業を維持していくために、生産基盤の強化、新規就農者や女性の参画支援、地域の農業推進リーダーの育成、経営基盤の充実を図るために、府あるいはJAと連携を図りつつ、農業者への支援を図っていききたいというふうに考えております。

また、繊維の方につきましては、繊維製品の大量輸入によりまして、本市の地場産業でもございますタオルあるいは手袋業界も厳しい状況になっております。特に、タオルの分野におきましては、輸入量は平成11年で5万1,170トン、平成12年では5万8,918トンとなっております。産地は大きな打撃を受けております。

昨年7月には、タオル業界が輸入秩序化を早期に実現するため、泉佐野市におきまして、私も参加いたしましたけれども、総決起大会を開催いたしております。また、平成12年10月には、全国織物産地危機突破大会が東京の日比谷公園で開催され、私を初め泉南地域の市長、町長も参加し、輸入規制など要望を行ったところでございます。

平成13年2月26日には、日本タオル工業組合連合会が経済産業省製造産業局へ緊急輸入制限措置、繊維セーフガードの発動要請を行いました。現在、政府におきましては、その要請を受け、利害関係者の調査や相手国との協議などを行い、その結果を踏まえ近々判断されるものというふうに思っております。

一方、消費者には品質がよくて安いものが入ることも必要でございますので、国の方においてもユーザーの意見も聞くというふうにもお聞きをいたしておりますので、このあたりによりまして、このセーフガードは今まで発令されたことはございませんけれども、第1号として発動されるのかどうか、注視をしてまいりたいと思っております。副議長（谷 外嗣君） 谷健康福祉部長。健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 和気議員御質問のまず介護保険制度について御答弁申し上げます。

まず、保険料と利用料の件でございます。介護

保険制度の円滑な運営を図る中、保険料、利用料につきましては制度の根幹にかかわるものとして、その運用に当たっては、公的な社会保険制度としての公平性が強く求められるところであり、保険料はその被保険者の負担能力に応じて御負担いただき、利用料はその利用に係る費用について応益的に御負担いただくことが原則となっております。

保険料につきましては、法制度上その負担能力に応じて5段階に負担率が定められておりますが、その被保険者が各段階の境界層にある場合、その段階を決定するに当たっては、保険料を負担することによって要介護者とならない段階を適用することも規定されております。

さらに、制度の円滑導入のための特別対策に基づき、新年度は半年間保険料を2分の1に減額するとともに、本市の独自減免として、老齢福祉年金受給者で世帯非課税者のうち、生活困窮者に対する減免措置を条例、規則に規定、運用しているところでございます。

利用料につきましては、応益的に介護費用の1割を御負担いただくことが原則ですが、所得等に応じて1カ月の利用者負担上限額が定められておりまして、具体的には生活保護受給者や老齢福祉年金受給者で世帯非課税者は1万5,000円、世帯非課税者2万4,600円、その他3万7,200円を1カ月の利用者負担上限額として、それを超える利用者負担額については、高額介護サービス費として保険から給付されるなど、低所得者に対し一定の配慮がなされているところでございます。

ところで、平成12年度の保険給付費の実績見込みとしましては12億4,000万円、当初予算と比較しまして約6億2,000万円の減額となる見込みですが、国・府等の給付費負担金や2号保険料部分の支払基金交付金も減額となりますので、1号保険料部分の剰余金は、円滑導入基金の取り崩し分も含めて1億4,000万円程度となる見込みで、昨年度設置しました介護給付費準備基金に積み立てることになります。

介護保険制度では、3年間の中期財政計画に基づいて保険料が設定されております関係上、初年度についてはもともと剰余金の発生が予測されておりますが、現状では次年度以降も剰余金が生ず

る可能性も否定できません。

剰余金の使途につきましては、利用料、保険料などの減免措置費への補てんや平成15年度以降の保険料への充当、いわゆる横出しサービスでの活用や保健福祉事業での利用等が考えられますが、今後その使途について市内部で検討を進めるとともに、介護保険事業計画等推進委員会においても御検討いただく必要があるものと、このように考えております。

続きまして、昨年の10月に実施いたしましたアンケートの分について、被保険者に対する対応ということで、市の考え方はどうかという御質問であったと思います。3点ほど御質問があったと思いますが、このアンケートの調査の内容で総括的に述べさせていただきたいと思います。

この10月に実施したアンケートは、平成12年9月14日現在の要介護者あるいは要支援者の認定者全員の923名を対象にいたしております。そして、回収率は63.6%で、回収数が587件ございました。

そして、内容といたしましては、現在利用されておりますサービスがどうであるかとか、あるいは施設入所を希望した人で実際に入られなかった人がどうであるとか、あるいは在宅サービスで満足されてるかとか、そういった関係の意見をお聞きするという内容のアンケートでございました。これにつきましては、サービスの満足度については、満足しているというように答えられている人もおりますし、あるいは介護保険サービスを希望しなかった方につきましては、経済的な理由によって希望しなかったというふうに答えられている、そういった方もございます。ですから、この辺につきましては、今後このアンケートの結果を参考にいたしまして、今後の介護保険を実施していく上での参考にしていきたいと、このように思っております。

続きまして、保育所の地区外入所について御答弁申し上げます。

保育所の入所システムについては、児童福祉法の改正によりまして、従来の行政処分としての措置から選択利用方式に変更され、保護者の選択権が明確にされたことにより、同和保育所におきま

しても、入所希望があれば地区外からの児童受け入れを行うことが必要になっております。

現在、同和保育所の入所につきましては、小学校区により児童の入所を限定して実施しておりますが、今後は地域事情あるいは経緯等を考慮しつつも、地区外からの児童の受け入れを促進していく方向で、その円滑な実施に向け努力してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

副議長（谷 外嗣君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 市営住宅の平成12年度の入居の状況についてお答えをさせていただきます。

議員御指摘の前畑住宅及び宮本住宅についての入居のことですが、この2住宅につきましては、12年度現在で第3次までの入居の決定をいたしておるところでございます。第1次の入居の決定は平成12年の8月22日でございます。この時点での申請者で申します入居の待機者というのは33世帯でございます。このときに入居決定をしたのが8件でございます。第2次の入居決定は平成12年の12月25日に行いまして、この時点での待機者が27家族、入居決定が5件でございます。それから、3次の入居決定は平成13年の2月26日に行いまして、この時点での待機者が25世帯、入居決定件数が7件でございます。

12年度の現在までの入居決定件数は20件でございます。これはいずれも市としての入居の適正という判断のもとに決定をしたわけございまして、不適正な入居決定はなかったという判断でございます。当然、入居の決定に当たって我々も調査をするわけございまして、それに違反しての不正な入居があった場合には、条例に基づいて判断をするということになっておるわけでございます。

それから、途中で入居者が入れかわるとか、そういうような不正な入居と見受けられるような状況と判断した場合には、入居の適正委員会を設けて、その中でいろんな状況等の検討を行い、最善の判断をして決定を行うということになっておりまして、平成12年度につきましては3件ご

ございました。これはいずれも解決をさせていただいたということでございます。また、内部的に市としての決定ができないという判断のときには、いわゆる調停を申し立てるとか、訴訟を提起するとか、そういう判断のもとに現在は入居の適正化を図っておるという状況でございます。

副議長（谷 外嗣君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 和気議員の同和行政の終結に向けてのうち、公共施設の管理・運営についてを御答弁させていただきます。

平成13年度市政運営方針で市長が述べました同和行政の基本方針、基本認識に基づきまして、現在同和行政を推進している中で共同浴場は昭和46年に若松湯、昭和47年に寿湯の2施設を設置いたし、地区住民の保健衛生面の向上と住民相互の交流の場として現在利用をさせていただいております。また、現在、地区住民だけではなく、周辺の市民にも一般開放をいたしております。

管理・運営については、同和行政の円滑な推進を図る上で地元関係諸団体と建設当時より連携を持ち、協力が必要であるとの認識のもと、管理・運営を部落解放同盟大阪府連鳴滝支部に委託をし、管理・運営に当たり不足金額が生じた場合、予算の範囲内において助成を行っている現状です。

今後の同和行政のあり方については、国・府の動向を見据え検討を進めており、共同浴場の管理・運営についても関係諸団体等と協議を行い、今後検討を行ってまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願いいたします。

以上です。

〔和気 豊君「肝心なやつ抜けてるよ、いつも」と呼ぶ〕

副議長（谷 外嗣君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 失礼しました。大型公共事業の凍結見直しと生活密着型公共事業の進捗についてという御質問についてお答えをさせていただきます。

余計なことではございますが、私の考える大型公共事業といいますのは、例えばダムをつくって、それで河川の改修を行うとか、また干潟を閉鎖して干拓をするとか、そういう自然に対する人間の挑戦と申しますか、力で自然をねじ伏せると、そ

ういう関係の事業については大型公共事業というふうな感覚を持っておりますので、農業公園とか基幹農道につきましては、これはすべて生活密着型の公共事業であるという認識を持っております。

それでは、お答えをさせていただきます。農業公園についてお答えをさせていただきます。農業公園の整備事業は、農業の振興と市民にレクリエーションの場を提供する目的で鋭意事業に取り組んでいるところでございます。また、花卉団地におきましては、将来に希望の持てる営農環境をとの農家からの要望がございまして、9年の歳月を経てようやく昨年12月にハウスの整備工事に着手したところでございます。近い将来、府内でも有数な花の生産団地になるものと確信をしております。

農業公園は、花卉団地に隣接する立地条件を生かした花と緑に囲まれた豊かな自然の中で、花摘みとか作物の栽培等の農作業体験ができるなど、また交流型の農業を推進する拠点的な施設として多くの人々に利用していただけると、こういう施設になると確信をしております。

利用アセスにつきましては、基本計画時に一定の検討を行いまして、利用者数の推定やランニングコストの試算をしておりますが、1期事業としての施設の整備内容及び本市の財政状況を踏まえまして、可能な限り運営経費が節減できるよう再検討をしているところでございます。

継続的で安定的な運営を行うためには大変重要な課題ですので、ハード、ソフト両面から魅力、楽しみづくりといった工夫について検討を加えまして、市民を中心に多くの人々に利用される施設となるよう十分検討してまいりたいと考えております。検討結果の取りまとめができた段階で、議会にもお示しをしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、基幹農道につきましては、農作物の流通条件の改善や地域に住んでおられる人々の生活環境の改善を図るための道路として整備を行うものでございまして、市内には金熊寺の梅林などの地域の資源や市民の里、青少年の森などの公共施設が点在しておりまして、これらの施設のネットワークを図ることによって、地域振興や市民の余暇

活動の場の拡大にも有効な機能が発揮できると考えております。

本農道は、市内の農家の賛同のもと事業が認められまして、関係地元区からも農道の早期完成に向け要望の声も寄せられております。市としましては、基幹農道は地域活性化や生活利便性の向上に必要な施設と考えておりまして、今後とも緑資源公団と連携しながら、地域住民の方々とも十分に協議し、円滑な事業推進に努めてまいりたいと考えております。

また、生活道路の整備についてお答えをさせていただきます。

本来、道路につきましては、交通機能のほか日常生活に欠かせない電気、電話、ガス、上下水道等のライフラインの施設の収容や消防、防災などの空間を有し、その機能ははかり知れないものがあります。

本市には市道として354路線、実に延長は170キロメートルもありまして、これらとあわせ集落内の狭い現行の道路法施行前の自動車等の交通機関が普及する以前から存在する道路などにつきましては、市民生活に密着した道路でございますので、先ほども述べましたように、狭い部分については、利便性の向上とか防災機能の充実等の観点から、拡幅整備を行うことが必要であると考えておりまして、この道路の整備についても、順次必要性の高いところから進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） まず、山内部長に一言申し上げておきたいと思うんですが、聞いてないことを答弁せずに、聞いたことについては抜けないように、きっちりと答えてほしいんです。私は、農業公園についても基幹農道についても、市独自で経済効果や採算性、環境保全——利用アセスは何とかしたようなことを言っておりますけれど、これも見直しせないかん。この3つについてはやはり十分に事前に、これだけの30億に近い事業なんですから、1期工事だけでも27億近い事業費を要するわけですから、それについてその辺の3点を十分見きわめた上で議会にもお示しをし、そして市民にもコンセンサスを得てやるべきでは

ないか。そこを聞いているのに、一番肝心なところが要らんこと言うて抜けてるんです。そんな怠慢な答弁ないで。

それから市長に、飛躍的にと、こういうふうに言われたんでね。ちなみに、本当に飛躍的に前進したことについて、府道堺阪南線から海側については確かに道はついた。これは本来府がやるべきことを市がやったと、その事実は認めてるんですよ。やるべきであったことを市がやったのではないか、これは認めとるんです。

要は、市内のいわゆる生活道路、市長、例えば市場岡田線、市内部分で一番狭隘な部分、これ実際上地元で凍結宣言してますやろ。長慶寺から府道のところ——府道和泉泉南線と違いまっせ。府道のいわゆる小栗街道ですよ。伏屋貝塚線です。その間は凍結宣言してますやん。一番あそこが狭隘なんですよ。だから、地元はみずから土地を購入してでも——あの真如寺の前の道は狭い。だから、ハッピータウンに抜ける道を土地を購入して、事業費は市で何とかしてほしいというような話が実際出てくるわけです。そのことについては、市長、あれだけの請願があり、全会一致で採択されているにもかかわらず、手をこまねいているじゃないですか。

そういう問題があるからこそ、例えば市がやられた第4次泉南市総合計画作成のための市民意識調査報告書ではどうなっているか。道路網の整備51%、不満度が40%を超えている項目を挙げると次のようになる。一番高いのが医療の充実、これはもうだれしも納得するところですが、それは59%なんです。それに逼近するような形で51%というのが道路整備で出ている。どう飛躍的に市内道路、生活幹線道路が整備されたのか、一遍お聞きをしたいですね。

それからもう1つ、市長言わしていただきますと、基準財政収入額、地方交付税の算定の基礎になる資料があるんですが、それで道路状況がどうかとちょっと私調べてみました。先ほど生活道路のことを言われましたけれども、なかなか6.5メートル以下でいわゆる生活道路、身近な道路はほとんど前進してないんですよ。市長ね、平成6年4月1日、これと5年後の11年と比べてほとん

ど前進してないんですよ。前進してるのは6.5メートル以上の道路、この中には交付税算定の基礎になっている榎井西岡田吉見線や市場岡田線、いわゆる堺阪南線から海側は算定されている。そういうところはふえている。身近な生活道路は、ほとんど改修もしくは拡幅あるいは新設、これはやられてない。

だからこそ、市民はよくしたもんで、こういう不満がきちっと数字に出てきてる。どこが飛躍したんですか。それは公園だって、あなたは身近な生活密着型、公共事業だと、公園もやられたんだと。確かにふえてますよ。現在2.3になってる、1人当たり。この5年間の推移を見ますと、1人当たり1.6から2.3平米になってる。ところが、大阪府下の伸びと一緒にじゃないですか、伸びた平米数は、全国からいけばもっと少ない。大阪府下は5でしょう。うちは2.3じゃないですか。どう飛躍的に公園が伸びたんですか。あんな問題のあると新聞でも報道されているああいう公園はね。そら一気呵成に立ち上げたでしょうけども、最も身近な子供たちがよく利用するような——あれも何か最後には防災公園に変わってきましたやん。身近な都市公園、これはどうふえたんですか。

確かに、りんくうの方では一定国がつくった公園はふえました。市がどうやって独自に頑張ってる、財政投入してふやしたんですか。それで、その見返りが市財政にあらわれた、こういうことやらわりますよ。

それから、一番問題なのは、何を言っても問題なのはやっぱり学校なんですよ。市長ね、震災の後、確かに耐震構造の問題出ましたよ。これが必要になってきた。ところが、その直後5年間で学校の大規模改修をやれば、有利な補助制度の適用を受けられたんですよ。そうでしょう。今の補助制度よりもこの5年間にやれば有利だったんでしょ。有利な制度があったんでしょ。緊急5カ年計画で特別に補助率もアップする。

確かにキャパシティは一部だけやれない。校舎そのもの全体をやらんとだめだという制限はついておりましたけれども、5年間有利な補助制度があったんですよ。その間にやらなかった。それで、今になって耐震構造でやらなあかん、やらな

あかん、補助もらわれへん、そんな言い方は聞こえせんよ、市長。

本当にあなたはチャンスを生かすんや、有効に市民の税金を使うんや。なぜ一番市民が渴望しているこの学校の整備に、有利なときに事に当たらなかったんですか。ここで飛躍的な前進が図られとったら、私はたとえ借金があっても文句言いませんよ。それをやってなくて、そして道路についてもよく見てみれば、生活道路はほとんど放置されてる。ふえたのは大阪府に肩がわりしたような道路建設だけや、こうなってきたら、一体この借金は何やったんや、市民の血税一体どこへ使うたんや、むだ遣いではなかったのか、こう言いたくなるのは当たり前ですよ。市長、その点。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 議員おっしゃられている生活道路で、先ほど言われてたのは長慶寺海宮宮池線のことだと思いますが、この長慶寺海宮宮池線につきましては、平成6年の12月議会だったと思いますが、これについて認定を受けまして整備をするということで取り組んでおります。当時5路線の認定を行ったわけでございまして、全く道路整備をしないというわけではございません。5路線のうち1つの上村暮間線、また男里6号線（和気 豊君「議長、質問してることに答えてくださいよ」と呼ぶ）、これについては既に整備を行っておるわけでございまして、今現在……

議長（奥和田好吉君） 答弁者に注意します。質問に対してお願いします。

〔和気 豊君「長慶寺海宮宮池線のことなんか聞いてない」と呼ぶ〕

事業部長（山内 洋君） 生活道路についてお答えをさせていただいておるわけでございますので……（和気 豊君「市長にちゃんと答えてもろて」と呼ぶ）今現在は認定道路の新設については、男里の周回に当たります北線の道路の整備に取り組んでおります。しかしながら、億単位で費用がかかりますので、あっちもこっちもというわけにはいきません。1つずつ着実に整備を進めていくという考えで取り組んでおるわけでございます。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一応紹介のありました道路

については、整備をするということで事業部長が答えましたけども、認定をいたしましたけども、当時から区内部で反対の署名が出まして、そこで私は地区に、まず地区内で整理をしてくださいと、意思統一をしてくださいということをお願いしてあるわけなんです。そういう経過があるということをやっばり知っていただいて、なぜ動いていないかというのは理解をいただきたいというふうに思います。

それから、幹線道路はできたけれども、生活道路が遅いじゃないかという話がございましたけれども、我々の道路整備の仕方としては、まず骨格道路ですね。これは都市計画道路が多いんですけれども、これをきちっと整備をして、そしてそれに接続するようないわゆる生活道路を整備していくと、こういう二面性を持っているわけでございます。

生活道路についても、今事業部長が答えましたように一挙にはいきませんが、順次整備をしております。特に、やはり将来的なことを考えますと、幹線道路というのは非常に幅員の広い、また歩道もしっかりした歩道、そして2車線以上というのがあるわけでございますから、いわゆる生活道路だけではなくて、防災機能とか多面的なものを持っているわけでございますから、これを先にきっちり整備をする。

それはチャンスを生かすということをお願いしましたけども、議員言われましたのは、府が本来やるべきことを市がかわってやったんじゃないかというようなお話でございまして、それは全く逆でございまして、本来市がやるべき道路を府のりんくうタウンという1つの事業に入れまして、その進入用道路という位置づけをして企業局からも負担を求めて、より有利な事業展開をしたと。しかも、早期に短時間でできたと。

ああいう都市計画道路は私も道づくりを四十数年やっておりますが、10年、20年かかるのは当たり前なんです。それがこういう短期間にああいう幹線道路が何本もできるというのは、本当にまれな珍しいことではございまして、私近隣のいろんな方から、議員さんともおつき合いございま

すし、お話を聞きますけれども、泉南市は本当に道路はよくなったねという話を随分聞きます。ですから、それだけやはり投資効果が速やかに発揮できたというふうに思っております。したがって、そのことが起債の残高につながっているという事実もございまして、決してそれは、市民の皆さんに有益に作用しているというふうに考えております。

それから、公園の話もございましたけども、これでもできるだけrinkuにもつくっていただくということで、府のお金を使って市の公園を設置していただいたということもございまして、街区公園を今整備いたしておりますのが、これらについては順次今後整備をしていきたいというふうに思っております。

さらに、下水道への繰り出しもふえておりますけども、ゼロからのスタートでございましたけども、32.3%というこの泉南地域でも市では岸和田市に次ぐ普及率まで上がってきたと。これも知恵と工夫をしながら、できるだけ大阪府に流域幹線に置きかえをしていただいて効率を図っているということでございまして、その点は十分御認識をいただきたいというふうに思います。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） あのね、質問をよく聞いて答弁してほしいんですよ。私は、市場岡田線の一番市民が望んでいる長慶寺下からいわゆる小栗街道、この部分がそのまま放置されている。ここが一番狭隘だから市民は何とかしてほしいと。よく通る道路ですよ、市民の皆さんはね。山から海側へ向けて、最もしきりによく利用されている道路、これがつかないから業を煮やして地元は、長慶寺海宮宮池線というふうな道路をみずから土地を買うからつくってほしいと、そういう形で請願までされた、こういう話をしたんです。よう質問を聞いて答弁してくださいよ。

そういう肝心なところが抜けて、そんなもんrinkuから金入ってくる、100億、それが50億になって、それで今や6,000万しか入ってこない、年間ね。そういうところへ先行投資をして、確かに道路だから、rinkuへ行く人は利用しますよ、そら。全く利用しないというようなことは

あり得ないんですから、道路ですから。しかし、本当に市民が望んでいる道路については、据え置かれていたという状況もあるじゃないか、こういうことで、この点では身近な生活密着型の生活道路や学校や、こういうものがやっぱりいたずらに放置されてきた、こういうことについての厳然たる事実、これはゆるがせできないんですよ。そういうことを私は言ってるわけです。

それから、先ほどの農業公園の問題は大事な問題ですから、これは生活密着型やと言われた。しかし、仮にもこれだけの25億という投資、泉南市の持ち出しは圧倒的に土地を購入し、造成をする。ほとんどこの部分については補助がつかない。圧倒的に市の持ち出しで、まさに国が言っている単独事業、金は貸してやるけども、補助はつけない。単独事業やったらやりなさいと、単独事業に丸々乗った大変な持ち出しを伴う事業なんですよ。

だからこそ経済効果はどうだ、投資効果はどうだ、採算性どうだ、後の運営、これは与党の議員さんからも質問が出ました。運営経費はどうなるか。こういうことを十分に事前に見きわめて、議会にも提出をし、市民の皆さんにも提示を申し上げる。そして、合意を得た上で進めたらどうか。

そら一定の目的ありますよ。今、そのことを言ってるんです。だから、よく聞いて答弁してくださいね。自分の都合のええ部分だけで、わかってる部分だけで答弁しない。こちらの質問に全面的に答えてください。

それから、もう1つは、基幹農道の問題もそうなんです。同じなんです。例えば、基幹農道、16年から15年で償還をすると。大体、毎年どれぐらいの償還額になりますか、平均すれば。これは起債を伴いますでしょう。ちょっと教えてください。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 肝心な部分ということでございましたので、お答えをさせていただきます。

議員おっしゃられている認定道路につきましては、都市計画決定を打ちました市場岡田線、これに重複して市道認定をいたしました長慶寺市場線

のことだと思えます。

これにつきましては、先ほども言いましたように5路線を平成6年に認定したわけございまして、5番目の道路でございます。なるほどこれは都市計画決定を打った道路でございますので、事業認可を受けてやるのが当然でございますけども、相当時間がかかるということで、市道として事前に整備すればどうかと、この期間に整備すればどうかということで認定をされたわけございしますが、今現在考えておりますのは、砂川生コンのところから尋春橋を渡って、この市場岡田線の道路を事業認可を受けて行い、また榎井線……（和気豊君「議長、勝手に答弁しとったらあかんがな、質問に答えてやらんかい」と呼ぶ）いや、砂川榎井線を利用することによってこの長慶寺岡田線の必要性は薄いという部分で、通過交通の分では薄いという意味で後回しになっている部分ございまして、現在としては5番目の認定道路の整備という順番づけをいたしておるところでございます。

それから、農業公園の運営とかこういうことにつきましては、平成16年度に事業完了をしたということでございまして、十分議会を初め市民のコンセンサスを得ながら、運営について検討していくということでございまして、時期的におくれるということはないと。つくってからではございません。つくっておる最中でございますので、これから十分にコンセンサスを取得して運営については決定をするということでございます。

それから、基幹農道の市の負担額でございますけども、直接的には当初の計画の負担では市が6分の1となっておりますので、6億8,500万円となっております。これに利子がつくわけでございますけども、事業完了後15年間の均等償還ということになってございます。利子とかについてはまだ未定でございますので、年間の償還額が幾らになるものかというのは、ちょっと今の段階では算出できないということでございます。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 議長ね、質問者が質問してることについて答弁をきっちりさしてくださいよ。勝手に質問もしてないことをだらだら答弁して、少ない時間を稼がれたんではたまりません。

それで、15年で約7億返済するわけでしょう。大体試算できますがな。5,000万ぐらい要るわけでしょう。そしたら、泉南市の例えば農業予算、一番ふえていることし、ただし農業振興費800万何がし、農地費1,600万何がし、両方で約2,500万なんですよ。ほかの事業費を除いて、農地の振興や農業をどうするかという費用がわずかな年間2,500万。ところが、この事業については年間やっぱり5,000万を16年以降償還していかなあかん。利息はさらにその上にオンされるということになるわけですからね。

その辺をよく考えた上で、だからこそ今の時点で採算性の問題、経済効果の問題、それからオオタカが出るという問題もありますから、環境評価を事前に、もう運営直前ではなくて今やるべきじゃないですか。これが私の意見なんですよ。そして、議会でも決算委員会でもそういう意見は多くあったわけでしょう。そういうことに真摯にこたえて事業を進めていくと、市民の税金を預かる市が。当たり前のことじゃないですか。私、そういうことを言ってるんですよ。

そういうことについてお答えもないし、お答えないということはやる気がないのか、こういうふうになります。そういうふうには判断さしていただいていいんですね。事前の必要な評価、国でも事業評価というものをきっちりやってるんです。直接市民の生活にかかわるといふのであれば、そういうことを市民にちゃんと披瀝する。当たり前のことじゃないですか。口先だけで言ってたらいかん。事実を示して、計数も明らかにして提示するのが当たり前のことじゃないですか。そのことを何でやれない。

それで、もうそのことはそれでよろしいです。そういうふうには判断していいですね。やらないんやな。やるのか。そのことだけ答えてください。議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 財政収支との関連を御指摘されてるわけでございます。その中で、農業公園につきましては、事業費としては25億円ということで、13年度以降16年度完成まで15億円ということでございます。この点につきましては、国費、起債等の活用を進めてきてございま

して、今後の必要経費につきましては、収支見通しの中でカウントをいたしておるところでございます。

その一方、基幹農道についてでございますが、この件につきましては、完成が今のところ17年度完成予定ということになってございまして、その後の償還等につきましては、現在の収支見通しの中では含まれていないというのが確かに実態でございます。

ただ、前の収支見通しの中でお示しさせていただいてますように、今後の年間の投資額が20億という中での関係から見ていきますと、砂川樫井線につきましては、おおむね大体15年ぐらいで終わるわけでございますし、市場岡田線の改良事業も大体16年度程度で終わるといふふうなことでございます。そして、また農業公園におきましても、先ほどお示しのように大体16年程度で終わるといふ中で、今後その基幹農道がその後の償還ということになっていきますので、十分可能であると思っておりますし、また収支見通しにつきましては、行革大綱の中でもお示しのとおり、毎年ローリングを行っていくということになってございますので、その範囲内で十分可能であると思っております。

それと、やはり前々から山間部の開発ということで論議もされてございますが、泉南におきましては40年代の堀河ダムの完成後、目立った投資はやってきておらないわけございまして、その点を踏まえまして御理解をお願いしたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） それから、過日の産業建設常任委員会に示された農業公園の運営についてのこれは変更資料ですね。いわゆる1次計画、最初に出された計画は変わってる、こういうふうに見たらいいんだと思うんですが、農園ゾーン、これが1,2ヘクタールと大幅にふえている。ここで農園をやってもら。農園をやるならば、高い造成費かけて、高い用地取得費やってこんな農園つくらんでも、今泉南市で遊休農地が1,2ヘクタールの10倍で12ヘクタールあるんです。これを有効活用したら、こんな高い投資を、二十数億も

するような投資、1,2ヘクタール、大部分じゃないですか、全体面積の。これを貸し農園でやる。もったいない話ですよ。まさにむだ遣い。だからこそ私は見直しを言ってるんです。そのことを一言言っておきたい、こういうふうに思います。

それで、あと谷部長ね、結局当初次年度に向かって積み立てるべきお金は2,000万少々、これを見込んでおった。これで当初十分採算がとれると、次年度に向けてはね。ところが、1億4,000万、私が指摘していたとりに保険料が高過ぎたと、ボタンのかけ間違いと。最初に人件費をけちったばかりにそういうことになって、結局実態に見合ったようなサービス料が出せなかった。それから逆算して、厚生省言いなりの試算に基づいて保険料を算定された。結局は余ってきたわけでしょう。差し引きしても1億2,000万余るわけでしょう。

このことについては、大阪府や国や泉南市は、ちゃんと余った部分は返してもうてるわけです。返してもらえなかったのは市民です。ほんまに保険料が高くなって、利用料も高いということで、泉南市のこの実態調査でも2割の皆さんが高くなった利用料で、経済的な理由によって受けられないんですね。みずからサービスを切り縮めておられるわけです。ちゃんと答え出てるんですよ。だからこそ、この当初予定したよりも1億2,000万多い、取り過ぎた保険料に対する還元は、市民の皆さんに——これは3年間のローリングですから、保険料は安くすることはできませんね。さすれば、単年度ごとにできる利用料、これで還元をすべきではないか。

今、ホームヘルパーさんだけ3%、あとは全部10%でしょう、一番多く利用されているデイサービス、そのほかショートステイ、訪問看護。これを3%に引き下げても1,800万でいけるわけでしょう。せめて1,800万ぐらい還元したらどうですか。保険料は動かせない。そうしたらもう利用料に還元するしかないじゃないですか、利用料の軽減に。これは具体的にこういう立場で検討されていくのか、そういうことを一言お聞かせいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 平成12年度当初予算からこの決算見込みの数字を比較しまして、この保険給付費については、先ほど示さしていただきましたように6億2,000万ぐらいの減額となってくる見込みだと。それで、その税の分については1億4,000万程度、これは次年度に繰り越し、積み立てるという数字が出ております。ですから、この辺につきましては、当然一番最初のこの介護保険の予算を組むときには、例えば実態調査でありますとか、あるいは国のそういった指標でもって予算を組んだということもございます。

ただ、介護保険につきましては、当然初年度であるということもありまして、我々としましてはその辺の数値を参考にこの介護保険の予算を計上させていただいたということもございます。その辺についてはある程度御理解をいただきたいと、このように思います。

ただ、現実的に1億4,000万円を今年度に積み立て、また来年度以降もそういった形で積み立てるという状況も出ております。この辺につきまして、先ほど答弁させていただきました、特にその剰余金の使途については、利用料とかそういったものについては、当然我々としても検討していくという姿勢は持っております。そして、その方法につきましては、例えばこういった形でサービスしていくのか、あるいは別の形でいくのかということも含んで今後は検討してまいりたいと、このように思っております。

そして、またそういう検討を進めるについては、介護保険事業の計画の推進委員会ですか、そちらの方にも御意見もまたお聞きしながら、この問題については対応していきたいと、このように考えております。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） サービスに還元すると、こういう立場も含めて検討すると、こういうことがありました。

市長、取り過ぎた保険料、これでだぶついているお金、これについては、当然積立金ということで処理するよりも、非常にみずからサービスを縮減して耐えておられる、こういう皆さんのためにい

わゆる還元をする、こういう基本的な立場はおありでしょうか。

議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 介護保険については、昨年4月から実施をしまして、市町村が運営主体になるという、いわゆる経営をしなければいけないという立場にあるわけでございますから、初年度は利用者の周知あるいはその他含めて若干性急なこともあった関係上、結果としては非常に少なかったということでございます。

ただ、やっぱり不安はあるわけですね。赤字にしていけないというのがありますので、そうすればもう市民全体にまた御迷惑をかけるということになりますので、そうならないように、できれば初年度だけではなしに、2年、3年見通した中で安定的にそれが少ない負担で済むということの見通しがつけば、当然それをいかにまた還元をさせていただくかということを検討しないとイケないというふうに思っておりますから、一方では不安を持ちながら、一方ではそれをやはり還元したいという気持ちもございますので——12年度はそういうことでもございました。

それで、13年度を見据えるということもございますので、その辺の見通しを十分立てた中で、なおかつ剰余金が発生するという見通しが立てば、我々の方でその処理の仕方を考えたいと思いますし、それから保険の推進の協議会もございまして、そちらの御意見も伺いながら、また還元についても含めて考えていきたいと、このように思っております。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 今年度、13年度の会計で1億1,000万積立金をちゃんと確保してるんですよ。これは1億4,000万とは別にね。だから私申し上げてるんで、1億4,000万を13年度に先送りするという話と違いますからね。そういうことで、これは有効活用できる財源だと、こういうことを前提に市長に申し上げたんです。その辺は市長もヒアリングを十分受けておられないんで、これはやむを得ないと思います。よろしく対応をお願いしたいというふうに思います。

それじゃ、次に同和行政の問題なんですけど、私

は138条の2項をあえて問題に出して、市が行う事務については、法や条例あるいは規則、規定にのっとって適正に行われなければならない。あえて申し上げたのは、このふろのいわゆる委託契約、委託管理についてなんですが、これはちゃんと当然地方自治法にのっとって契約条項があるわけですが、それにのっとってちゃんと契約されているんですね。

当然、政令には資力、信用、技術、それから経験、こういうことに基づいて、毎年随時契約みたいな格好で委託契約されているわけですから、そういう場合にはこの4つを踏まえて契約をしなければならない、こういうふうに政令ではうたわれているわけですね。当然、そういう中身になっているというふうに思うんですが、その点契約の中身も含めてお示しをいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） さきに述べましたように、この共同浴場につきましては、昭和46年、47年当初から今議員が申されました内容において契約を行っております。ですので、それから約三十数年になるんですか、当然我々といたしましても、そういう形で契約を毎年行っているということでございます。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） ちょっと申し上げにくいんですが、私4つの点挙げましたよ。資力、信用、経験、技術。技術はそういうボイラーを取り扱う皆さんがおられるということで、これは了としたと思うんですが、例えば事故が起こった。こういうところですから、事故が起こる可能性はあるわけですね。市民の貴重な財産です、税金を投入してつくった、46年、47年に。そういう瑕疵があった場合に、その補償はどういうふうなうたわれているんですか。信用、資力、いわゆる事故が起こった場合に、そういう契約相手がちゃんと資力をもって償えると、こういうことにちゃんと契約ではなってるんですか。瑕疵担保、そういうものの補償がちゃんとやれているんでしょうか。その辺を聞いてるんです。

仮に、請負先が運動団体であっても、契約はき

つちりと法にのっとってやらなければいけない。当たり前のことなんです。これが138条の2項の精神だ、こういうふうに私申し上げて、それを前提に質問してるんで、その点をお聞かせいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） この2浴場の契約につきましては、行政といたしましては運営について契約をしているものでございます。ですので、そういう事故等については、当然先ほど申し上げました管理・運営を行っている部落解放同盟大阪府連鳴滝支部と十分に協議を行うということになっておりますので、その辺は我々としては、この約30年の間にそういう事態は惹起しておりませんが、今後そういうものが発生した場合も、当然やはりこの団体さんと協議を行ってやってまいりたいと、このように考えておる次第です。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 部長ね、私は適切な契約であるかどうかというふうに言ってるんで、そんな協議をするというようなことが契約の中にうたわれているから、それで契約がいわゆる法にのっとって適正なのだと、こういうことでは聞こえませんよ、これは。これは聞こえません。契約相手に瑕疵あれば、ちゃんとその責任は委託の範囲で、委託契約管理責任も当然そちらに持っていただくと、これが契約のあり方です。だから、そういうことを含めて不備な点もあるわけですから、見直しについてはこれは誠意努力してやっていく。相手あることですから、その点では協議しなければなりませんけれども、今までやってきた経過がありますからね。

しかし、その場合に市の基本的な姿勢としては、法にのっとって毅然と今後の処置をしていくと、こういうことについてはやられますね。そういうことを聞いてるんです。

議長（奥和田好吉君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） さきに答弁申し上げましたように、この件以外につきましても、当然今後同和行政については平成13年の末で期限切れとなります。それに伴いまして、現在もすべ

てについて関係諸団体と協議をしながら進めてまいっております。ですので、この浴場につきましても当然検討をしてみたいと、さきに述べましたように、検討を加えてみたいという考えで進めていっているところでございます。

よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 法、条例にのっとって適正な処理を心からお願いをしておきたい、こういうふうに思います。市が責任を持って利用者へ便宜を図っていく、こういう体制もあわせてとっていただきたい。9時に締まるようなことではやっぱりぐあいが悪いのではないかと、こういう声も聞こえておりますので、その点市が利用者住民の立場に立って厳正に運営をしていくと、こういうことが必要ではないか、こういうふうに思います。よろしくお願いをしたい、こういうふうに思います。

それから、住宅の入居の問題なんです、山内さん、11月に行われたあの不正常的な入居手続、入居審査は没にして、いわゆる市同和促進協議会検討委員会ですね、これが決定をされたあれは没にされて、その後12月25日決定をしたと、第2回目の判断をされた。これはどういう体制のもとにやられたんでしょうか、そのきっちりやった3回、12月25日は。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 3回行ったわけでございますけども、いずれの回も入居の決定は市が行うわけでございます、調査も市が行っております。ただ、推薦を受けてという形になってございますので、各入居希望者の方がおられるということで、入居の検討委員会で適正な入居であるかどうかという判断のもとに、泉南市の方に推薦を受けております。これらに基づいて市が独自の調査を行って、適正があるかどうかの判断を行い、入居を決定したわけございまして、今後とも本来部落差別につながる住宅施策であるという確信のもとに住宅入居を行ってきたわけでございますので、その趣旨に沿って行っていきたいというふうに思っております。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 議長ね、本当に困るんですよ、これ。聞いていることにいっつも答えんとね。だから、11月のあの入所決定についてはイレギュラーなもので、12月25日のこれが市として主体性を持って、責任持ってやられた適正な委員会ですねと、こういうことを聞いているんです。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。質問に的確に答えてくださいよ。

事業部長（山内 洋君） 済みません。先ほど差別につながると申しましたが、差別解消につながる住宅施策ということでございますので、御了解いただきたいと思っております。

それと、入居の決定について検討委員会があるわけでございますけども、これについては事業部が検討委員会の設置を要望いたしまして、人選を行い決定したものでございまして……（和気 豊君「12月25日が適正やったかどうかと言うてる」と呼ぶ）その判断のもとに推薦をいただいて、行政が決定をするわけございまして、行政が決定委員会を持っておるといわけではございません。

議長（奥和田好吉君） 和気君。

19番（和気 豊君） 8月22日もこれは市が決定権を持っていない、推薦を受けて決定をしたと、こういうふうに受け取っていいんですね。3回市として30倍の入居を推薦を受けて適正にやった。最終判断をやったというふうに思いますが、それで例えば8月22日の決定ということになりますと、当然5月2日に入居申請をお出しになった方、これはここで審査されていますね。この結果については、ちゃんと事後、合格やったのか、不合格やったのかということはちゃんと連絡されておりますか。連絡受けてないんですよ、この8月の分は。

確かに、11月にやられた市同和促進の中の決定委員会が決定をした、この不正常的なあり方の分については、はがきで不合格でしたというのが来てる。しかし、5月2日出した人は、当然この11月1日のことではなくて、8月の分で可否決定がされて、その連絡がいつなければおかしいですね。いつてないんですよ。正規の決定だったんですか。ところが、いわゆる推薦すべき、市同和という団

体が適正な推薦をやらなかったんですか。人を見て判断したんですか。この結果はどないなってるんですか。正規にやられたんですか。正しい決定委員会だったんですか。その辺どうですか。

議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 第1次の決定についての――待機者に正否と申しますが、入居できないの通知があるない、これは別にいたしまして、きちっとした判定委員会で判定した結果でございます。

議長（奥和田好吉君） あと1分です。まとめてください。和気君。

19番（和気 豊君） 正規に審査してあれば、心待ちにしておられるわけです。いわゆる自分の生活がかかってるわけですから。それに対して可否の決定を速やかに通知する。当たり前のことじゃないですか。それもやっていない。そして、正規の形できっちりやっているんだと。市が本当に主体性を持って、きっちりと入居についても――もう残事業は今年度で終わるんです、13年度で。本当に市が主体性を持って公平に市民に喜ばれるような差別解消の事業を進めるように私は強く要請をして、質問を終わります。

議長（奥和田好吉君） 以上で和気議員の質問を終結いたします。

午後1時まで休憩します。

午前11時33分 休憩

午後 1時 1分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんに申し上げます。議場へ携帯電話を持ち込む際は、必ず電源を切っておいてください。

次に、7番 市道浩高君の質問を許可いたします。市道君。

7番（市道浩高君） 21世紀クラブの市道浩高です。平成13年第1回定例会の最終の質問者でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

大綱第1点、教育問題についてお尋ねします。

いじめ、不登校、問題行動、学級崩壊など山積する教育課題を解決し、教育改革を実現するための1つのキーワードは、教職員の意識改革が挙げ

られます。最近のマスコミや新聞報道を見ますと、ほとんど連日のように教育に関する報道がなされている感があります。

折しも、教育改革国民会議報告書は、教育行政や学校の情報を開示し適切な評価を行うことで、健全な競い合いを促進することが教育システムの改革にとって不可欠であると述べております。

教育行政や教育機関が社会に対する説明責任を求められる中で、教員の資質・能力の向上や意識改革が一層求められるものと思っておりますが、教育委員会の指導力不足の教員の問題にどのように対応されておられるのか、お示し願いたい。

2点目として、施設に関しまして、本市の財政難の中、改修・改善費を獲得するのは容易ではないと思っておりますが、危険性、緊急性に対しての年次の計画があればお示しください。

大綱第2点、次にりんくうタウンについて質問します。

りんくうタウンの活性化のため、また大阪府の施策との相乗効果をねらい、本市は平成11年4月から企業誘致促進条例を施行しましたが、その後企業立地はどう進んだのか、お聞かせいただきたいと思っております。また、りんくうタウンの早期整備には、防潮堤の撤去がぜひとも必要であります。現在の状況について御説明いただきたい。

大綱第3点、介護保険の進捗状況と見通しについて、介護保険制度が施行されて1年になろうとしておりますが、現在本市の介護保険はどのような状況にあるのでしょうか。4月に介護保険によるサービスが開始され、10月から保険料が徴収されるなど、本市の介護保険にもさまざまな課題が見えてきているのではないかと。

まず、これまでの間のサービスの利用状況や保険料の収納状況についてお示しいただきたい。今後の見通しについてもお聞かせください。

さらに、保険料の徴収が開始された時期に多数の苦情があったと聞いていますが、現在どのようになっているのか、お聞かせ願いたい。

また、サービスの利用に伴う保険給付の状況と保険料との関係についてもお教えください。

大綱第4点目、環境問題について、家電リサイクル法についてお伺いします。

4月1日より施行されますこの法におきまして、施行後不法投棄がふえると懸念いたしていますが、行政はどのような考えを持っているのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

壇上よりの質問は、これにて終わらせていただきます。

議長（奥和田好吉君） ただいまの市道議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。市長（向井通彦君） 私の方からりんくうタウンについての御質問にお答えを申し上げます。

りんくうタウンの現状につきましては、まちづくりあるいは産業振興の観点から、さらには財政上の視点からも極めて遺憾でございます、その活性化に向けて全力を傾注しているところでございまして、市政上の最重要課題の1つであると考えております。

このような状況下、りんくうタウンの活性化を目指し、これまで大阪府は産業活性化ゾーンの設定と分譲価格の引き下げ、補助制度、融資制度の充実を図ってまいりました。本市もこれらの施策との相乗効果を考え、一昨年の4月からりんくうタウンへの立地企業に奨励金を交付する泉南市企業誘致促進条例を施行したところでございます。

ところで、大阪府はりんくうタウンの活性化を目指し、職員によるプロジェクトチーム、学識者による検討委員会を昨年1月に相次いで設置し、活性化方策の検討を進めておりますが、今回さらに約30%の分譲価格の引き下げを実施するとともに、法人事業税や不動産取得税の軽減などを含む税制優遇策をも検討しているところでございます。

企業立地の実績でございますが、誘致条例施行後は1社が立地済みでございます、現在2社が分譲を申し込みされ、審査会においてきょう現在では決定されているというふうにお聞きをいたしております。1社は市内の準工業地域で営業されておられる企業でございます、今回住工混在の解消というりんくうタウンの本来の目的に即してりんくうタウンに移転するものでございます。面積として約2,265平方メートルを予定されておられます。業種といたしましては、電子部品製造業ということで、精密電子部品等ということにな

っております。

もう1社は、現在吹田市にあります大阪支店及び工場を移転するというものでございまして、面積が8,126平方メートルということでございまして、ここは業種的にはその他製造業ということになっておりますが、IT機器向けの部品というのが主要製品というふうにお聞きをいたしております。4月早々には正式契約をされるというふうにもお聞きをいたしております。ですから、これらをまた1つの契機といたしまして、今後さらにりんくうへの進出促進が図られますように、今後とも本市並びに大阪府と一緒になりまして誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、防潮堤撤去の御質問でございますが、防潮堤撤去の目的は、りんくうタウンの活性化のため、あるいは内陸部との環境改善、そして防災上の観点からもこれはぜひ必要であるということで、一昨年3月、関空2期関連の大阪府への要望事項の1つに含めてお願いをしておりましたけれども、その中で府からは、貴市と協議をしながら順次実施したい旨の回答がありました。その後の協議の中で、北から順番に撤去していきたいと基本的な考えをお聞きをいたしております。

具体的には、今年度、12年度におきましては、岡田地区の一部約470メートルの撤去を行うということで既に業者も決定しておりまして、地元への説明を終え、近く工事に着手するというふうにお聞きをいたしております。この部分が撤去されますと、その跡は生活道路、防潮堤道路の拡幅工事を本市が行うということになっておりまして、平成13年度当初予算に延長約300メートル分の事業費を盛り込んでおります。この事業費については全額企業局負担ということでございます。順次今後とも南に向けてこの防潮堤の撤去をいち早く進めていただきますように、引き続いて企業局の方にも要望してまいりたいというふう存じております。

ほかにつきましては、担当部局より御答弁申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。教育指導部長（吉野木男君） 市道議員御質問の指導力不足の教員の問題について御答弁申し上げます。

ます。

議員御指摘のとおり、今日の教育改革、学校改革、とりわけ開かれた学校づくりの重要な視点に、管理職も含めた教職員の意識改革がございます。社会や時代の変化を見据えた大胆な意識改革なしに、開かれた学校づくりは望めないものと認識いたしております。

さて、指導力不足教員等の問題に対する教育委員会としての対応でございますが、御承知のとおり、現在大阪府教育委員会におきまして教職員の資質向上に関する検討委員会が設置され、鋭意審議が重ねられ、現在一定の中間的な取りまとめがなされております。その中間的な取りまとめを見ますと、いわゆる指導力不足の教員について、その状況や程度について4つの区分を設けて、それに対する対応策が検討されております。

申し上げますと、第1に指導力に関し支援を要する教員、第2に指導力不足の教員、第3に適格生を欠く教員、第4に疾病等により指導力が発揮できない教員と、申しあげましたように大きく4つのレベルに区分をして、それぞれの区分ごとにどのような支援策あるいは対応策、処置策が必要なのかということが現在検討され、おおむね今年度中には取りまとめがなされるのではないかと、このように思っています。

本市教育委員会といたしましては、大阪府教育委員会の最終的な取りまとめを参考としつつ、本市教育基本方針並びに学校教育努力目標を踏まえ、教職員の資質や能力の向上、さらには意識改革を図っていききたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 御質問のうち、学校の施設の修繕関係についてお答え申し上げます。

本市の教育施設の多くは、築後二十数年経過いたしまして、施設そのものの構造、機能面に老朽化が進み、補修や改修の必要性が生じており、常に申し上げておりますが、緊急・危険性のあるものから優先的に改修を行っているところであります。

これにつきましては、学校から一定の要望を受けておりますし、そんな中で教育委員会からも出

向いていきましてヒアリング等を行っております。そして、学校生活に支障のあるもの、例えば緊急に扉が動かないとか、あるいは壊れているとか、こういうようなあたりとか、そういうようなあたりの緊急性のあるものとか、そういうようなあたりをまず重視いたしまして、学校現場と協議しながら進めてまいっております。

また、大規模改修を計画的に実施すべく、耐震診断につきましては、12年度より耐震予備診断を小学校11校で実施してまいっております。13年度につきましては、中学校4校の耐震予備診断を実施してまいりたいと考えております。

今回実施した耐震予備診断につきましては、建築物の一生レベルでの考えを持って、社会的財産としてどのようにしていくのかを考える1つの要因としてとらえ、建築物の保全とあわせて合理的な判定を下して、効果的な改築、修繕に早急に着手できるようつなげていきたいと考えております。

今後とも、児童・生徒の生活の場としてふさわしい安全で潤いのある教育環境づくりの推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。
健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 市道議員御質問の介護保険の進捗状況とその見通しについて御答弁申し上げます。

介護保険制度が昨年4月に施行されまして1年を経過しようとしておりますが、この間大きな混乱もなく、本市においても比較的スムーズに介護保険制度への移行が進められているのではないかと、このように考えております。

介護保険の進捗状況と見通しでございますが、まず本年1月末現在の1号被保険者数が8,951人、そのうち要介護等の認定者数が2号被保険者も含めて890人で、約1割の方が要介護等に認定されております。

また、サービスの受給者につきましては、12月末現在で居宅サービス受給者が514人、施設サービス受給者が205人となっており、170人程度の方が要介護認定を受けたにもかかわらず、医療施設への入院などのことから介護保険のサービスを受けていないということになっております。

保険料の収納状況では、特別徴収、普通徴収合

わせまして調定額8,831万円のうち収納額5,795万円で、収納率が1月末現在で65.6%となっておりますが、これにつきましては、調定額が年額であるのに対して、保険料の収納が期別に行われるため、最終的な収納率は90%を超えるものと、このように推測しております。

サービスに係る保険給付費の状況では、現物給付で国保連を通して支給するものと償還払い等市が直接支出するもので支出状況の把握時点に違いがございますが、1月の集計では総額約8億3,000万円となっており、決算では12億4,000万円程度になるものと見込んでおります。これにつきましては、当初予算で18億6,000万円を見込んでおりましたので、約6億2,000万円の減額となる見込みですが、収入部分の国・府等の給付費負担金や2号保険料部分の支払基金交付金が給付実績をもとに交付されますので、1号保険料部分の剰余金は、円滑導入基金の取り崩し分を含めて1億4,000万円程度となる見込みで、介護給付費準備基金に積み立てることになります。

介護保険制度では、3年間の中期財政計画に基づいて保険料が設定される仕組みとなっておりますので、高齢者人口の伸びや制度の浸透により右肩上がりの費用負担を想定しております。そのため、初年度については、本来的に保険料の剰余金が生じるものと予測されておりますが、現状では次年度以降も剰余金が生じる可能性も否定できません。

この剰余金の使途につきましては、平成15年度以降の保険料への充当や、あるいは保険料等の減免措置等への補てん、いわゆる横出しサービスの市町村特別給付や保健福祉事業での利用が考えられますが、今後その使途について市内部で検討を進めるとともに、介護保険事業計画等推進委員会においても御検討いただく必要があるものと考えております。

なお、利用者等の苦情や御相談につきましては、簡単なお問い合わせなど別にいたしまして、本年1月末で90件受けておりますが、そのうち利用料、保険料については35件、要介護認定に関しては20件、その他サービス等に関して35件となっております。

いずれにいたしましても、御相談に対しては、制度を十分に御理解いただくことが基本でございますので、広報等により制度の周知を図りながら、個別の御相談について真摯に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。
市民生活部長（白谷 弘君） 市道議員の電化製品リサイクル法についてお答え申し上げます。

一般廃棄物の処理は、基本的には市町村にその責任がございます。家電リサイクル法では、このような廃棄物の中で市町村ではリサイクルが困難な家庭用機器廃棄物について、消費者、小売業者、製造業者等が応分の役割分担をし、廃棄物の減量と資源の有効利用を図ることが基本となっております。

それぞれの役割分担は、排出者は適正な排出、小売業者は排出者からの引き取りと製造業者等への引き渡し、また製造業者等は引き取りとリサイクルであり、関係する人々が協力してリサイクルを進めていくことになってございます。また、その際排出者は、小売業者や製造業者等に対し、収集運搬費用と再商品化費用の2つの料金を支払うこととなっております。

この法律の対象となるのがエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目でございます。リサイクルに必要な再商品化費用としまして、1台当たりエアコンが3,500円、テレビが2,700円、冷蔵庫が4,600円、洗濯機が2,400円と決まったところでございます。

また、本市においても、この法律施行に伴い、小売業者の引き取り義務のない製品の収集運搬については、市町村が補完しなければならないことから、本定例会に収集運搬手数料として3,000円を条例案としてお願いしているところでありますので、よろしく申し上げます。

議員御指摘の不法投棄についての対策でございますが、国も法律施行を進めるため不法投棄防止策を強力に取り組むことになっており、本市におきましても啓発、パトロール等を進めるとともに、警察の協力を得ながら投棄防止を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただ

きますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） それでは、自席より順次再質させていただきます。

指導力不足の教員の問題に対する教育委員会の対応について答弁をいただいたわけではありますが、子供の発達と人格には学校教育の影響が重大だというふうに言われています。

視点を変えてお聞きするわけではありますが、学校全体が生き生きと活力を持って運営されるとともに、充実した教育活動、学習活動が展開され、子供たちが目を輝かせて学習や自主活動に取り組むには、今日どんな資質が全体として求められているのか、教育委員会の考え方をお示しいただきたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 吉野教育指導部長。

教育指導部長（吉野木男君） 市道議員の再度の質問について御答弁申し上げます。

議員の方も御指摘のとおり、学校におきましては、子供たちのために何よりも望まれることは、個々の教員が多様な個性や能力を生かしつつ集団として協力し、切磋琢磨しつつ学校全体が運営され、活力ある教育活動が推進されることにあります。

そのために、教員に求められる資質として、第1に豊かな人間性が挙げられます。いつの時代にも教員に求められる資質として、教職に対する誇りや子供とのかかわりに注ぐ情熱が挙げられます。子供と共感でき、子供から学び、子供に積極的に心を開いていくことができる豊かな人間性が求められると考えます。

第2に、実践的な専門性が挙げられます。いじめ、不登校、学級崩壊など早急に解決を図るべき教育課題が求めているものは、教員一人一人が子供の変化に対応できる実践的な指導力です。専門分野についての知識、技能はもちろんのこと、幅広い識見と社会の変化に的確に対応し、みずから設定した課題の探求に努め、自己を教育していく力と主体的、自立的に教育活動に当たる姿勢がこれまで以上に求められているものと考えております。

第3に、開かれた社会性が挙げられます。学校の業務は、大半は日々組織的に遂行されており、一人一人の意欲、力量の向上にとどまらず、共同する組織としての質を高めることが重要であります。学校の教育目標を共有し、互いの持ち味を生かしながら質の高い学び合いを触発し合い、学校教育を通して家庭や地域に働きかけ、受け入れていく開かれた社会性が要請されるものと考えます。こうした資質が教員全体に普遍化していくよう、校内研修の活性化や教職員研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、次に施設の方ですけれども、施設の方につきましては、耐震の方での対策に関して今かなり熱を上げられておるといふふうに答弁でお伺いしたようなわけなんですけれども、危険性、緊急性のことに対して、私が一般質問で壇上から触れさせていただいたんですけども、そのことに関しては、学校の方と話をしながら進めていこうとしているというふうにお答えしていただいたんですけども、教育委員会として危険性、緊急性ということは、どのような形で考えておられるのか、そのところ辺を御答弁願いたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 大規模につきましては、もう耐震とかをやっていきたいというふうと考えておりますし、常に申し上げております、先ほども御答弁申し上げました緊急性、危険性ということで、これにつきましては、各年ごとに各学校・園から要望もいただいております。そんな要望も大変多うございます。

そして、そんな中で予算の関係もありますし、これをどうすべきかというあたりは、当然市教委でも考えさせていただいておるわけなんですけど、トイレの改善とか、雨漏りとか、これは雨漏りも授業に支障を来してますし、そのあたりは当然重視すべきことでございますし、そのあたりを一定予算の範囲内で計画をさせていただいて改修に入りたいと。

ただ、そんな中で緊急に予測もしてない状態も起こります。そんなあたりは緊急対応として各現場とも相談しながらやっていってるといような現状でございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） 先ほどの御答弁に対しましては、なかなかうなずけるようなところが少ないと思うんです。現場との話し合いの中、対応していくような形をとっているようなことをずっと述べられておるんですけども、実際にその現場をそのときに行ってみられたりとか、そこを見てどういふような危険性があるとか、緊急にこれは改善しなければいけないとか、教育委員会の方ではどのようにそれを見てきて対処しようとしているのか、そういうことについて、もっと具体にお話をいただきたいと思うんですけれども。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 各現場からいろいろ相談等もございますし、当然教育委員会の方からも出向きまして現場を確認いたします。そして、それは申し出があった段階でも確認いたしますし、それ以前に学校・園からの要望ということでは、常日ごろヒアリングをやって、一定の学校の状態を見きわめているという現状でございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） ヒアリングをしながら行われてきているというふうに答弁いただきました。この先もずっと私もそのことに関しては、ちょっとそれでいいのかなと思っているところがありますので、見ていきたいなと思っております。

あと、トイレに関して、補助の方ですか、工事の面で400万までに下がったというふうに先日来より聞いておるんですけども、そのことについて教育委員会としては、早急に改善しようとしているトイレがあるのかどうか、お話を伺いたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） トイレの改修につきましては、補助の基準ですね、これが従来は2,000万円以上ということでございました。そし

て、今その基準が400万以上ということになっております。ということは、非常に金額的には小規模でも取り組みやすいという状態がありますので、このあたりはそのあたり十分活用した中でやっていきたいというふうに考えております。

そして、これについては耐震の絡みもちょっと含まれておまして、それが結論的にどうなんだというのは今出ておりませんので、そのことも見合わせてやっていきたい。金額が下がったということで、非常に取り組みやすくなったということは事実でございます。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） 先ほどから常に学校の方とはヒアリングをして、危険性や緊急性に対してはいろいろと話ししてきてるんだと言いながら、補助基準が下がってすぐに対応していこうとすることに対して、ある程度の計画がなされていないというのは、これはどういうことなのか、お聞かせいただきたいと思うんですけれども。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 学校からの修繕要望はたくさんございまして、そのあたりはいろんな面の中でそのあたりの精査をして、一定の判断を下していってるといような状態でございます。

先ほど申し上げましたトイレにつきましては、その補助の基準が変わってきているということで、それはそれで内容を十分頭に置いて取り組んでいきたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） 最後に要望として言わせていただきたいんですが、小学校——中学校の方もそういうことがあるように聞いておりますけども、学校のトイレでは小水も大便もしたくないと、家へ帰ってくるまで我慢するんだと。子供が起きてから寝るまでの半分を過ごす施設なわけですよ。施設というか、場所なわけですよ。そこで小水も大便もしたくないんだと。先ほども言われましたが、できない、そういう子供も実際にいるらしいです。そういうことに対する調査とか、そういうもんもされてあるのか。あと、予算措置に対

しても、そういうことをなされてきているのかというようにも……。

議長（奥和田好吉君） 金田教育総務部長。
教育総務部長（金田峯一君） 学校の中で、学校の施設としてトイレというのは、御指摘のとおり非常に大事な場所であるというように考えております。そして、トイレについては、平成12年度にも取り組みをやってまいりました。引き続いて13年もそのトイレというのを重要視した中で考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（奥和田好吉君） 市道君。
7番（市道浩高君） それでは、次に移らしていただきまして、りんくうタウンへの企業立地の現状あるいは防潮堤の撤去の現状についてはお話を伺いました。ここで私が指摘しておきたいのは、分譲価格の見直しですね。先ほども言われておりましたように、何度かの値下げがあったということもお話を聞きましたけれども、まだまだそれでいいのかなというふうな気もしないでもないです。

あと、土地用途の見直しで、りんくうタウンへ対する交通アクセスの充実ですね。本当に今なされているのかなというふうな気もいたします。この3点についてであります。

分譲価格につきましては、一部の産業活性化ゾーンのみですが、今回で2回目の引き下げが行われ、相当格安となりました。今後はぜひとも残る広大な分譲地についても対象を広げ、大幅な引き下げを行っていくよう大阪府に対して求めていただきたいと思っております。

土地用途については、本市のりんくうタウン南地区は工業系のみであります。公有水面埋立法による10年の縛りが数年後にはなくなります。既に、防災拠点のりんくう体育館があり、サザンビーチやサザンスタジアムがあり、また泉南福祉医療保健ゾーン計画など現状の用途と合わなくなっています。したがって、現状と将来を見据えたゾーン設定にするよう見直しを進めていただきたいと思っております。

また、りんくうタウンと旧内陸部を直結する交通アクセスについては、既に3本が完成していません。しかし、都市軸の信達樽井線ですね。駅から

の歩行者の導線も未整備ですが、りんくうタウンの活性化のためにぜひとも早期整備が必要であると思っておりますけれども、その辺どのようにお考えなのか、お答えをお願いします。

議長（奥和田好吉君） 蜷川助役。
助役（蜷川善夫君） 市道議員からのりんくうタウンの活性化についての御質問がございました。3点ばかり御質問がございまして、大幅な値下げの問題、それから土地用途の見直しの問題、それから駅からのアクセスの問題について御質問がございました。

大幅な値下げの問題につきましては、今現在活性化ゾーンにつきまして、議員お示しのように2回の値下げをいたしまして、それと府の商工部等の融資あるいは当市で用意いたしております誘致条例による奨励金の支給に合わせまして、かなりの値ごろ感といえますが、が出ているというふうに考えておりました。先ほど市長が御答弁申し上げましたように、2社の進出が審査会において決定をされたところでございます。

正式には今大阪府の府議会の方で上程をされております条例ですが、片一方で企業の均等割の増税の問題とセットになっております不動産取得税の減免ですね。これが決まりましたら2分の1減免という格好になりますので、最終的にこれが可決ということになりますと、本市が正式に申請をいたしまして、その不動産の2分の1の減免が受けられるような形で、今回分譲の申し込みされました2社が決定いたしておりますけれども、この企業についても、正式契約の際にはその条例が適用されるということになっておりました。さらに弾みがつくというふうに考えております。

活性化ゾーンはまだ少し残っているわけですが、この2社が決定をしたということで、大阪府といたしましても次に広げるということをお考えになっております。我々といたしましても、この広げるに当たりまして、今議員の方で御指摘ございましたりんくうタウン南浜のいろいろ問題ですね。土地用途の問題もございまして、それからアクセスの問題——今、活性化ゾーンは割と樽井駅に近うございますので、比較的樽井駅からの通勤も今のところ特段に支障ないかなとい

うふうに思っておりますが、特に樽井駅から浜側ですね。ここを通過の通勤の確保というのは、非常に大きな問題に今後なつてこようというふうを考えております。

それから、大阪府の方で昨年11月にプロジェクトチームを立ち上げて、活性化方策の検討、これは学識経験者の意見も含めて検討するというになっておりまして、これが割と早いペースで検討が進められております。現在まで4回既に検討会が開かれておりますけれども、私どもの方といたしましても、これに対して積極的に提案、提言をしていかなければならないというふうを考えておりますので、いろんな課題がございますけれども、先ごろ本市の検討会でございますりんくう南浜活用策検討会、御答弁申し上げておりますけれども、これを設置いたしまして、市におけるりんくうタウンに関する課題の解決に向けて早急に検討し、成案を得て府の方にぶつけていきたいというふうに考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） 次に、移らしていただきます。電化製品リサイクル法についてお伺いいたします。

このことにつきましては、処理していただくお金と何がしかの運搬料がかかる。これを処理業者に個人で持っていった場合どうなるのか、お聞かせ願います。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 市道議員の再度の御質問でございますが、まず処理業者に持っていった場合どうなるのかというお尋ねでございますが、この法律では一般的に小売業者が引き取るということになってございまして、市内にあります小売店、また量販店等が引き取り義務を課されてございます。ですから、議員御指摘の処理業者というのは、解体業者を指しておられるのかなと思うんですが、これにつきましては、解体業者に出すことはできないと、すべて再資源化し処理することと法律では決められてございますので、一般小売店の方、あるいはまた小売店がない場合、我々が引き取り、指定場所へ運搬したいと、この

ように考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） 持ち込みはだめと言われましたね、今。それでよろしいんですか。先ほどから言わしていただいとおり、これは一般廃棄物の分ですね。よろしくお願いします。

議長（奥和田好吉君） 質問者、もう少しわかりやすく言うてください。

7番（市道浩高君） 質問内容はわかっていただいといると思うんですが、わかってないんですか。家電リサイクル法によって一般廃棄物として出るものに対して、処理業者まで個人で持っていった場合どうなるのかということをお聞かせいただきたい。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 申しわけございません。

まず、家電リサイクル法につきましては、議員のお尋ねは解体業者等への持ち込みだと思つてすけれども、この法律につきましては、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の4品目についてはリサイクルを実施するための法律でございまして、この4品目以外の電化製品等につきましては、従来どおりの解体業者、また本市の清掃課等へ連絡いただければすべて処理することができると、このようになってございますので、よろしくお願い申し上げます。

指定場所まで個人で持っていったらということでございますか。申しわけございません。実は大阪府の方では、指定引き取り場所が決められてございまして、その場所まで個人で持ち込んでいただく場合、このリサイクル法の再商品化料金のシールを張って持っていただいた場合は、運搬とか収集賃が無料だということで、引き取ってもらふことができるようになってございます。

以上でございます。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） それはそれでわかりました。しかし、この法が始まりますと、多くの方がどうしても不法投棄に走ってしまうんじゃないかなと思うんです。最初にも述べさしていただいたんで

すが、不法投棄に対してどういうふうに泉南市としては考えておられるのか。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 不法投棄の件でございますが、私どものみならず全国の自治体が苦慮しているところでございますが、まず市民の方には廃棄物の減量、資源の有効利用に大きく貢献するものであり、制度全体を適切に機能させていくために必要な情報提供や普及啓発活動を行っていくのが一番の防止策ではないかなと、このように考えてございまして、私どもも本市の市民には十分PRを行い、御協力をさせていただくという考えでありますので、よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） そういう話であればわかるんですけども、不法投棄を見つけて、これはだれが処分されるんですか。どこが処分されるんですか。だれの不法投棄なんですか。不法投棄というのはわかりませんよね、だれが捨てたか。ですから不法投棄とか言われるんですけど、置いてあるもんをだれが処分するんですか、これからふえてきた場合。今でもそうなんですけれど。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 不法投棄の再度の御質問でございますが、まずこの法律が施行される以前から不法投棄につきましては違法行為でございまして、本市の基本的な考え方といたしましては、不法投棄をされている場所が民有地なのか、公の土地なのか、まずこれが基本になってきます。民有地の場合としましては、所有者を調査いたしまして、遊休地の適正な管理をしていただくよう私ども連絡させていただいております。

その他公有地につきましては、本市みずから撤去をするというのが一般的なパターンになってございまして、よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） 個人地は個人地でその方に連絡を入れて、その方に処理していただくようにする、これはその方が知らないもんでもそういう形になるわけですか。要するに自分とこの土地やから、ここへたん持っていったって、その後は処理業者なりどっかへ持って行くのに1日、2日

そこへ置いといてバツと持って行くというような形をとるのに置いてるもんやったらええと思うんですけども、どこからかそこに捨てにきたと、この場合どうなるんですか。それも民有地やったらどうなるんですか。

議長（奥和田好吉君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 個人の所有者の土地に、所有者みずからが納得済みで仮置きをしている場合と、また不特定の第三者が不法に放置したものと内容が大分違うわけでございますが、不法投棄一般でいいますと、だれが捨てたか判明しにくい場合がほとんどでございまして、その場合、個人が置いておるのかどうか、私どももすぐに判明はいたしませんので、先ほど申し上げましたとおり、土地の所有者にまず連絡いたしまして、その撤去について私ども協議を行って、適切な処理を行っておるというのが実情でございますので、よろしく願い申し上げます。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） それでは、また次の方へ移らしていただきますけども、本市には府立を含め特別養護老人ホームが3施設あります。この施設の入所者の市内と市外の割合をお示し願いたいと思います。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 特別養護老人ホームの市内と市外の入所者という御質問でございました。

特別養護老人ホームは、現在200床ございます。その中で要するに現在入所されているのは、110人というふうに聞いております。ですから、市内の方が110人、そして市外の方が90人と、こういうことでございます。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） 割合としまして、市内の入所者が思ったよりも少ない。現在、市内で入所待機者というのは何名おられるんですか。

議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 特別養護老人ホームの待機者で聞いておりますのは、現在32名の方が待機者になっておられると。そして、この32名の方がどういう状況であるかと

いいますと、まず老人保健施設に入所されてる方が5名、それから病院に入院されてる方が4名、そして在宅で待機されている方が23名、こういうふう聞いております。

議長（奥和田好吉君） 市道君。

7番（市道浩高君） 市内にせっかくいい施設があるのですから、もっと市内の人を優先的に入れていただけるようにしていただけたらいいかと、私はそのように考えます。

それでは終わります。

議長（奥和田好吉君） 以上で市道議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

2時40分まで休憩します。

午後2時 5分 休憩

午後2時42分 再開

議長（奥和田好吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、付託議案第11号 平成11年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第18、付託議案第26号 平成11年度大阪府泉南市污水处理施設管理特別会計歳入歳出決算認定についてまでの以上16件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました平成11年度泉南市各会計決算認定16件に関し、委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長成田政彦君。

決算審査特別委員長（成田政彦君） 読むに当たってちょっと言葉が聞きにくい点があるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

それでは、平成11年度決算審査特別委員会委員長報告をしたいと思えます。議長から御指名を受けましたので、これより12月の定例会において本決算審査特別委員会に付託を受けました平成11年度泉南市一般会計決算を初めとする各会計決算の合計16件につきまして、その審査の経過概要と結果の御報告を申し上げます。

なお、委員会における議決の結果につきましては、お手元に御配付申し上げております審査結果報告書のとおりでありますので、御参照願います。

なお、別冊の主要施策等の成果説明書で説明が

付されている部分についての重複する質疑は、本報告から省略させていただいておりますので、御了承ください。

本委員会は、去る1月30日から2月5日まで、そのうちの5日間にわたり委員及び市理事者の出席のもと、各会計決算各般について慎重なる審査を行いました。

それでは、まず一般会計分の歳入から審査の概要を申し上げます。

ここではまず、本市の市税の滞納額が非常に多いが、原課においての滞納防止への取り組みについて示せとの問いに、平成12年度当初で約21億4,000万円の滞納額を計上するに至ったわけであるが、市としては、夜間臨戸徴収や休日臨戸徴収を実施する中で滞納の防止に全力を尽くしているところであり、またその中で高額滞納者については27件、金額で約10億円強となっており、滞納額の半分を占めているわけであるが、これらについても個別に鋭意徴収努力をしているところであり、また法の許される範囲内で調査も行い、市税の確保に全力を傾けているところであるとのことでした。

また、これらの納税努力の結果、徴収不能となったものについては、平成12年度中に不納欠損という形で対応していきたいとのことでした。

これに対し、地方税法では、地方税の徴収権は5年の間に執行しなければ時効になるとあるが、納期限が過ぎた市税について、差し押さえ等の滞納処分の執行に至るまでの法的な流れについて示せとの問いに、地方税法では、市税の中で納期限を過ぎたものについては、納期限後20日以内に督促状を発送し、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに市税を完納しないときは、滞納者の財産を差し押さえなければならないとなっているとのことでした。

また、これに対し、差し押さえ等の滞納処分の執行については、早い時期から行えば時効の心配もないし、市税が安定的に確保できる。滞納処分がおくると銀行等の他の債権者が先に差し押さえ等を行い、それらの債権者に劣後し、市税の安定確保が難しいように思われるが、その点市としては、差し押さえ等の滞納処分の業務を行うため

の内部規定を作成しているのかとの問いに、まず自主納税が税の基本であり、滞納が発生した場合には、滞納者と納税交渉をする中で、担税力があるかないかを見きわめ、交渉内容に応じてケース・バイ・ケースで滞納処分を行うことにより、時効にならないように市税の確保に努力しているところであり、滞納処分を行うための内部規定というようなものはないとのことでした。

これに対し、納税交渉の内容に応じてケース・バイ・ケースで滞納処分を行うというようなあいまいなものではなしに、行政の責任として滞納処分を行うための内部規定を作成し、それに沿って滞納処分を行うべきであり、また市民にも示すべきであるとの意見がありました。

次に、市民税のうちの個人分について、不納欠損額が4,229万円となっているが、その処理内容を示せとの問いに、これについては、自己破産、所在不明、財産の競売等により徴収不能となったものがほとんどであり、そのうち地方税法第15条の7、いわゆる執行停止を適用したものが474件で3,248万円であり、第18条、いわゆる時効を適用したものが345件で981万円であるとのことでした。ちなみに、固定資産税、都市計画税についても、同様の方法で不納欠損処理をしているとのことでした。

次に、自動車重量譲与税について、内容及び利用目的について示せとの問いに、まず内容については、自動車重量税法に基づいて車検時にその車の重量に応じて国税として徴収されている自動車重量税のうち、4分の1が市町村に譲与されているものであり、利用目的としては、一般財源として道路に関する費用に充当することにより利用しているとのことでした。

次に、航空機燃料譲与税について、その課税内容と減額理由について示せとの問いに、まず課税内容としては、国が国際線を除いた国内線に関しての航空機燃料に対して課税しているものであり、その収入額の13分の2が都道府県及び市町村に対して、空港着陸料の収入等に応じて案分により譲与されているものであり、減額理由としては、案分の対象である空港着陸料の収入等が減少したためであるとのことでした。

次に、公益信託泉州地域振興基金助成金についてその内容を示せとの問いに、これについては、地域と共存共栄する関西国際空港のために泉州地域9市4町のまちづくり事業を支援するというこゝで、平成11年度において公益信託として泉州地域振興基金が設立され、その原資については大阪府から50億円が拠出され、それを10年間にわたり毎年4億円ずつ切り崩していき、泉州地域9市4町が行うハード面でのまちづくり事業に一般財源を使っていることに対する助成であり、事業そのものへの助成ではないとのことでした。

また、残り10億円については、その後の維持管理に活用することになっており、この助成金の分配方法については基本割、財政割等により計算され、本市においては2,259万円の助成金の分配を受けており、この助成金の具体的な活用としては、本市においては、市道信達樽井線の整備と農業公園の整備を行うために一般財源を使っていることに対する助成であるとのことでした。

ちなみに、関西国際空港株式会社からは、平成12年度から9市4町に対して別途1億円の助成金が出ているが、これについては、関西国際空港の利用促進につながる各種イベントといったソフト面の事業に対する助成であり、本市についても平成12年度から数百万円の助成を受けているとのことでした。

次に、雑入のうち岩出町教育委託料についてその内容を説明せよとの問いに、これについては、本来保護者は居住している市町村が設置する小・中学校に子供を就学させることになっているが、その例外的措置として区域外就学制度という制度が認められており、これにより岩出町に居住する中学生2名が交通の利便等の理由により、岩出町の中学校に就学するのが困難であるため、岩出町教育委員会と本市教育委員会との協議に基づき、この2名を本市中学校に就学させており、その委託料として1名につき2万5,000円の2名分として5万円の委託料を岩出町から受けているとのことでした。

これに対し、この区域外就学制度の具体的な手続方法及びこの制度の実施時期について示せとの問いに、保護者は居住している市町村が設置する

小・中学校に子供を就学させるのが原則であるが、例外的措置として、学校教育法の施行規則に基づいて区域外就学制度が設けられており、その具体的な手続方法としては、まず保護者の方から就学承諾書を当該教育委員会に提出し、教育委員会としての一定の精査を行った上で、相手方の教育委員会と協議した上で許可を与えており、この岩出町の事例については、昭和46年から本市市長と岩出町長との間で規約並びに協議書を作成し、それに沿って措置を行い、今日に至っているとのことでした。

次に、使用料の収入未済額が1,597万円となっているが、この内容について示せとの問いに、これについては、総務使用料の庁舎使用料のうち、食堂使用料255万円及び土木使用料の住宅使用料1,278万円、店舗使用料59万円並びに教育使用料の幼稚園授業料4万円のそれぞれの分野で各々の未納があるとのことでした。

これに対し、食堂使用料については、月額5万円の使用料を255万円も滞納していることには種々事情があると思われるが、どういう経緯でこのような問題が発生したのか、また今後どのように解決するつもりなのかとの問いに、本件については、平成7年の4月から営業を開始しているところであり、当時の市担当者と食堂側が立ち会ってその当時の施設で営業することで合意したが、その後厨房施設が老朽化しており、思うように営業ができないということで、食堂側が設備投資を行ったり、それなりの営業努力を行ったが、その割には利用客が思うように伸びず、それが食堂使用料の滞納という結果に至ったものであり、今後は早急に食堂側と話し合いを行い、解決の努力をしていきたいとのことでした。

しかし、これに対し、これまでの会議の中における答弁では、一定の解決の方向に向かっているということで一部納入があったと聞いていたが、今回の報告では後退しているような答弁であり、きちっとけじめをつけるべき問題であり、一定の期限を決めてお互いに解決に向けて、残った滞納額についてどのように処理するかを協議すべきであり、その辺の処理の仕方について、今後どのように考えているのか示せとの問いに、市としては

この問題をいつまでも放置しておくわけにはいかないと考えており、できるだけ早い時期に一定の解決策が見出せるよう、食堂側との協議に鋭意努力してまいりたいとのことでした。

また、住宅使用料及び店舗使用料の徴収については、平成11年度において具体的にどのような方法をとったのか示せとの問いに、住宅使用料については集金人が毎月徴収しているが、その中で何カ月も滞納している入居者については、市が直接出向き収入状況や生活の実態調査を行い、収入が安定状態になったときに、2カ月なり3カ月の家賃を一括して納めてもらうよう鋭意交渉しているところであり、また店舗使用料については、部分的な納入はあるものの全体的に滞納しがちになっており、店舗管理人を通したり、市が直接出向いたりして納入交渉に鋭意努力しているところであるが、現下の不況の中で経営状態が悪く、使用料の納入については、厳しい状況にある事業主が多いのが現状であるとのことでした。

これに対し、入居者や店舗使用者がここまで滞納するまでに市としてもっときっちりとした対応をするべきであり、あわせて集金人や店舗管理人の指導についても徹底して行うべきであるように思われるが、その辺について市としてはどのように考えているのかとの問いに、滞納者に対しては、公営住宅法や本市の条例で一定のペナルティーがあるが、種々の問題があり、それをそのまま当てはめるのは難しい状況にあり、また集金人や店舗管理人に対しては、その都度状況の把握に努めているところであり、それに対する指導やアドバイスについても随時行っているとのことでした。

次に、平成11年度における市債の発行状況及び借換債3,130万円の内容について示せとの問いに、まず平成11年度においては、11億3,680万円の市債を発行しており、また借換債3,130万円については、銀行の縁故債の関係であり、借入れ時に10年の期間で借りかえを行っていくという条件で話がついており、今回の分については、昭和54年度に借り入れをしたものを平成元年度に一度借りかえを行い、平成11年度に新たに借りかえを行ったものであり、今回の借りかえにより当初7%の利率で借り入れていたものが

2.32%の利率になったため、今後10年間で約770万円の効果が見込まれるとのことでした。

以上が歳入部門における質疑の主なるものでございます。

続いて、歳出部門についてご報告申し上げます。まず、議会費について申し上げます。

そのうち、予算全般に占める議会費においては、他市と比較して高いのではないかとの声があるが、その見解を示せとの問いに、予算全般に占める議会費の割合は、近年2%を下回る状況で推移しており、他市と比較して特に高いとは考えていないとのことでした。

次に、議会の充実を考えると、どのような方策を検討しているのかとの問いに、現在速記者の委員会への導入や会議録検索システムや議会放映について等検討しているとのことでした。

次に、本会議の議事録の早期調製、製本配布についてどのように考えているのかとの問いに、今後はできるだけ早い時期に提供できるよう検討し、努力していきたいとのことでした。

次に、総務費について申し上げます。

まず初めに、一般管理費の中の報償費について、その用途を明らかにせよとの問いに、自治功労賞のバッジや市民表彰の記念品、泉南作業所のクリスマスプレゼント等が主なものであり、その他海外からの来賓等の記念品であるとのことでした。

次に、一般管理費の中の交際費のうち、慶弔費についてその用途を明らかにせよとの問いに、主に会費やお祝い費用、寸志であり、他にせんべつやお見舞い費用、香典の費用であり、平成11年度では98件、金額として113万4,850円が支出されたとのことでした。

次に、人事管理費の中の旅費のうち、職員研修旅費について、どのような研修を行い、どのような効果があったか示せとの問いに、各課それぞれ研修を実施し、職員の資質の向上を図っており、今後は管理職も含めて、職員みずから積極的に研修に参加していくように指導に努め、市民サービスの向上に反映していきたいとのことでした。

また、研修の効果については、アンケート調査等により研修の効果が各職場で生かせるよう、人事課としても把握に努めているとのことでした。

次に、同じく企画広報費の中で、泉南地域広域行政推進協議会負担金に関連して、過日泉州南広域行政研究会が発足したが、総合計画とどのような整合性を持たせるのかとの問いに、総合計画は本市の10年先の中期的な市の方向性の位置づけをするものであり、また広域行政については、各市町の特色や特徴を相互に活用、補完しながら市町間の連携を図っていくものであり、総合計画との整合性については、交流軸等においては重要な連携の位置づけと認識しており、近隣の市町との整合性も考慮しているとのことでした。

これに関連して、市町村の合併問題について、今後市民の声をどのように反映していくのかとの問いに、市民の声は当然必要であると認識しており、今後泉南、阪南、岬の合併を視野に入れ、その研究会の設置を進め、研究会の中で市民のさまざまな意見を聞き、合併に向けて推進していくとのことでした。

次に、空港対策費の中で、分担金と賛助金を交付している泉州市・町関西国際空港対策協議会と財団法人関西空港調査会の2団体の活動内容を示せとの問いに、泉州市・町関西国際空港対策協議会については9市4町で構成されており、関西国際空港に係る諸問題の協議と調整が主な活動内容であり、平成11年度からはまちづくり事業への支援活動が新たに加わっており、財団法人関西空港調査会については、9市4町が一般会員として参画し、その活動内容は、空港問題に係る調査研究や公害問題の調査研究、機関紙の発行等が主なものであるとのことでした。

このことに関連して、関西国際空港の2期事業については、地元との共存共栄が前提であるにもかかわらず、大手の業者が工事を受注し、地元業者の参入がほとんど行われていないのではないかと問いに、昨年7月に2期事業が着手され、現在のところ地盤改良、護岸工事が行われており、海洋土木の基礎的な部分で大手の業者により工事が進められているが、今後造成が終わり建物の工事が着工されると、地元の業者の参入も可能ではないか、また市としても関西国際空港株式会社に対して、地元業者の参入ということで、地元住民の雇用や資材の発注を優先するよう、さらに要望

を続けるとのことでした。

次に、同和対策費の中の共同浴場運営補助金について、共同浴場の経営が赤字となっているが、赤字解消に向けた市の姿勢を示せとの問いに、現在利用者数が低迷している中であって、今後は入浴料の見直しや2カ所ある施設の統廃合等も含めて検討し、幅広く市民が利用できるような浴場を目指してさまざまな方策を研究し、補助金の削減を目指して検討を行うとのことでした。

これに関連して、共同浴場の赤字部分の補助について、今後も市は赤字部分に対して補助を続けていくのかとの問いに、不足額が生じた場合について予算の範囲内で補助しており、今後は委託している団体とも協議しながら補助金の見直しを検討するとのことでした。

次に、O A化推進費のうち委託料について、今後O A化がさらに推進されていくものと考えながら、今後市として自己導入を検討しているのか、あるいは従来どおりの委託方式をとるのかとの問いに、現状の住民情報を市で管理していくには各課の事務に精通した職員の配置が必要であり、近隣の自治体においても完全な自己導入は行われておらず、すべてソフトメーカー等の派遣委託となっており、専門部門についてはできる限り市で行い、処理部門を前提としながら委託併用という形で検討しているとのことでした。

これに関連して、運営を委託している場合の個人情報の保護について、市の対策について示せとの問いに、委託契約書の中には従業員等の守秘義務または契約解除等を規定しており、委託先の南大阪電子計算センターについては、情報処理サービスの電子計算機システム安全対策の実施事業所の認定を受けているとのことでした。

続いて、民生費について申し上げます。

まず、児童福祉費の保育所の給料及び賃金で一般職給及びその他職給並びにアルバイト賃金について、その性質、内容を示せとの問いに、一般職給は正職員でその他職給は嘱託職員であり、またアルバイト賃金とあるのは、正職員が育児休暇等で長期休暇があったときのアルバイト賃金であるとのことでした。

また、このことについて、嘱託職員及びアルバ

イト職員の任用問題で、正職員は地方公務員法での任用であるから守秘義務があるが、嘱託職員及びアルバイト職員については守秘義務があるのか、また勤務体系で正職員と嘱託職員の勤務時間はどうかとの問いに、守秘義務については、嘱託職員及びアルバイト職員にはないが、保育所という職場での勤務は守秘義務が必要であるので、採用時には、守秘義務の必要性について十分注意を促して採用しており、また嘱託職員の勤務体系については、勤務時間、休暇等は正職員と同じであるとのことでした。

これに対しては、地方公務員法第22条の嘱託職員の臨時的任用は余りにも拡大解釈であり、地方公務員法に基づいて採用すべきであり、もっと根本的な対応を強く求めたいとの意見がありました。

次に、総合福祉センター費の中の委託料のうち、福祉バス運行事業委託料におけるバスの運行コースの中には利用客がゼロというコースもあると聞くが、循環バスの要望がある中で、もっと合理的に運行できないのかとの問いに、福祉バスはAからDコースまであり、Aコースは一丘、岡田方面で利用客3,634人、Bコースは新家、砂川方面で利用客3,564人、Cコースは岡中、男里方面で利用客2,484人、そしてDコースは金熊寺、六尾方面で利用客28人となっており、AからCコースは週2回の1日4便の運行で、Dコースについては当初から利用客が少ないと考え、週2回の1日2便の運行をしており、市内33地区くまなくすべてを巡回しているところであり、もう少し今のままで見守っていきたいとのことでした。

次に、介護保険準備費で、この年には、いろいろな介護保険の要望なりアンケート調査等において、利用料など保険料の決定をしたと思うが、利用者が思ったほどふえなくて見込み違いでなかったのかとの問いに、平成12年度の介護費用に関する実績はまだ出ていないが、推計では7割程度で済むのではないかと考えるところであり、この原因について、人口や要介護者の出現率などを少しずつ多めに見積もっていたこと、また医療保険施設から介護保険施設への変換が進まないこと、そして家族介護に頼って介護保険サービスを受け

る方が少ないなどの要因が積み重なった結果、実績に大きな差が生じるものと考えたとのことでした。

次に、社会福祉費の社会福祉協議会補助金で、ボランティアについてその状況などを示せとの問いに、ボランティアは9グループで135名、個人として60名、合計で195名の登録者があり、その主な事業としては、ボランティアの情報誌の発行や、またボランティア体験講座や介護ボランティア入門講座などの各種講座の開設を行い、特にあいびあサロンは大変好評であるとのことでした。

続いて、衛生費について申し上げます。

この中で、まず初めに、し尿処理費の負担金補助及び交付金で、自主環境整備補助金の対象補助団体3地区より提出のあった事業報告書を見ると、環境監視費、研修・会議費、役員会費、総会費、すべてが万円単位で記載されており統一されているが、実際このようなことはあり得るのかどうか、領収書等の確認は行っているのか、また支出科目それぞれの内容の精査はどうしているのかとの問いに、事業報告書の内容である収支決算書の記載項目の詳細は、現時点では領収書等についても確認はできていないとのことであり、今後については、収支報告書の提出については補助金団体である3地区に申し入れを行い、チェックする機能を持ちたいと考えているとのことでした。

さらに、このことに関係した各地区への補助金の金額についてその根拠を示せとの問いに、当初の設定金額については記憶にないが、覚書については物価上昇率を考慮していくという項目があり、当初から比べると現在は上昇した額になっているとのことでした。

この答弁に対し、行政が出した数字そのものの根拠も示さず、この平成11年度決算認定をどのように審査をすればよいのか、補助金は出せば終わりなのか、またこのほかの補助金団体59団体も同じだと思し、たまたま近隣において商工祭りの補助金不正受給と新聞報道があったところであり、そのような中で市は、補助金支給については精査した上で拠出すべきであると思慮するものであり、今後の新年度予算ではどのような根拠づ

けをされるのかを期待したいとの強い指摘のある中で、自主環境整備補助金を1つの事例として、行政の事務執行のあり方について厳しい指摘があり、今後はこの指摘を謙虚に受けとめ、補助金の適正な執行を行うことを肝に銘じつつ、これからの行革大綱でも事務事業の見直しを考えており、おのおのの補助金が本来の目的に沿っているかどうか、全庁挙げて検討してまいりたいとのことでした。

次に、保健衛生費の中で火葬場問題では、まず泉南聖苑計画における市営火葬場の進捗状況を示せとの問いに、基本計画は、建設予定地から出る残土を搬出せず、位井池を埋め立てる計画であり、このことは地元金熊寺地区、六尾地区の両地区と位井池の水利の理解が前提であり、またその理解が得られても、その後の実施設計、都市計画決定等相当な作業も必要であり、かなりの年数がかかるものと考えているとのことでした。

これを受けて、墓地問題については基本計画のみで、まだめども立たない状況であれば、今現在の樽井、西信達火葬場の充実を図ることが必要であり、その中で特にシロアリと雨漏りの激しい西信達火葬場の修理・修繕が必要だと思うが、どうかとの問いに、西信達の火葬場については、逐次修理をしてきているところであり、雨漏り、シロアリについても確認しているが、全面的な改修工事となれば二重投資と考えるとのことでした。

これに対し、新しい火葬場ができるまでは、それまで持ちこたえられるような方策をお願いしたいとの意見に対し、新しい火葬場の計画がある中で、二重投資になるのではないかという懸念もあり、今後地元との交渉過程と並行した中で判断していきたいとのことでした。

次に、清掃総務費の負担金補助及び交付金で、泉南市合併処理浄化槽設置整備事業費補助金の具体的内容を示せとの問いに、泉南市合併処理浄化槽設置要綱に基づき、平成11年度においては5人槽が31基、6から7人槽が57基、8から10人槽が13基の計101基に対しての補助金であり、その補助金の負担内訳としては、国が3分の1、大阪府が3分の1、泉南市が3分の1であるとのことでした。ちなみに、平成7年度は16

基、平成8年度は33基、平成9年度は33基、平成10年度87基に対し補助金を支出したとのことでした。

これを受けて、平成7年度に比べれば約9倍ぐらい普及しているが、対象地域を示せとの問いに、下水道計画区域外の地域に補助しているところであり、地区別の個々についての把握はしておらないとのことでした。

次に、塵芥処理費の負担金補助及び交付金で、大阪府廃棄物減量化リサイクル推進協議会の内容について示せとの問いに、この団体は、大阪府の環境整備対策課が事務局になり、大阪府下市町村の住民である婦人団体、商工会議所、学識経験者で構成し、その中で調査部会、啓発部会、行政部会の3部会があるとのことでした。

これに対し、本市はどの部会に参加しているのか、また本市の廃棄物の減量の対応と対策の推進はどうかとの問いに、本市においては啓発部会に所属し、またごみ減量化対策については、本年4月からプラスチック容器の資源ごみの回収を行っており、並びに生ごみ処理機に対する補助及び各種団体が実施する有価物の集団回収についても支援を行い、今後ともごみ減量化に努めていくとのことでした。

続いて、農林水産、商工、土木費について申し上げます。

まず、仮称農業公園整備事業についてであるが、現在の進捗状況について示せとの問いに、この農業公園の整備事業については平成6年からスタートしており、現在は造成工事等を中心これまで実施してきたところであり、平成11年度については、平成10年度末に採択された国の補助事業の導入によってのり面工事を実施したところであり、平成11年度末における事業進捗については、予算ベースで工事費で48%、用地買収費で24%となり、事業全体で約36%であるとのことでした。ちなみに、平成12年度においては、府道泉佐野岩出線から農業公園に至る進入道路の整備工事と水道施設の整備を実施している状況であるとのことでした。

これに対し、この種の農業公園は近隣にたくさんある中で、本市としてはどういう目的を持って

この施設を運営するのか、また施設のランニングコストの問題に対してはどのような考えを持っているのかとの問いに、御指摘のとおり、農業公園を取り巻く環境は、事業計画を立てた時期と比べて、本市の財政状況の変化や近隣に類似施設ができてきているということもあり、かなり変わってきていると認識しているところであり、このような状況の中で、この農業公園の目的としては、農業振興はもちろんのこと、市民にリフレッシュの場を提供するというところで事業を推進しているところであり、この目的に即して、市の限られた予算、限られた事業期間の中で、この施設の役割を果たし効果を発揮していけるように、また魅力ある楽しみづくりという観点から、施設整備の内容や運営計画について種々検討しているところであり、本市としては、地域農業の特色を生かすということ、農業の活性化、利用者に対する農業への理解の推進、市民の余暇活動として有効利用してもらうというような基本方針の中で、この施設の有効活用についていろいろと検討しているところであるとのことでした。

また、市の財政も厳しい状況にある中で、可能な限りランニングコストを抑えるということで、施設の管理手法についても種々研究、検討しているところであるとのことでした。

これに対し、国においても大阪府においても、公共事業については一定の見直しをしている中で、本市においても財政への影響も考慮し、この事業については一定の見直しをするべきであると思われるが、その点についての市行政としての見解を示せとの問いに、この事業については、以前から議会の指摘を受けており、事業の縮減や国費の導入という形で、本市の財政への負担軽減ということも考慮した中で一定の見直しを図っており、また事業期間についても、当初の計画では平成14年度に完成し供用開始予定であったが、工期を延長し、平成16年度に完成、供用開始という形に計画を修正しているところであり、さらに施設のランニングコストについても、財政への負担が少しでも軽くなるように調査研究を行い、節減に向け努力していくなど、市としてはこの事業に対して責任を持って進めていくつもりであるとのこと

でした。

次に、農業総務費の委託料の中に生態系調査委託料とあるが、この事業内容について示せとの問いに、これについては平成11年度に初めて予算化されたものであり、生態系を形成するものについて、本市においてはどのようなものがあるのかを探ることを目的として、今年度においては文献による基礎的な調査を行ったところであるとのことでした。

次に、緊急生産調整推進対策費で、緊急生産調整対策特別推進事業補助金とあるが、この内容について示せとの問いに、近年本市だけでなく全国的に米余り現象が発生しており、その中で農林水産省から大阪府へ、大阪府から本市に対して転作の面積の割り当てが示されてきたため、市として転作を推進するため、市内各地区にある実行組合に転作の推進に協力してもらっているところであり、この転作推進事業への協力に対しての補助として、市内27の実行組合に対して支給している補助金であるとのことでした。

次に、商工振興費で商工祭り補助金とあるが、この内容であるが、過日の新聞報道において田尻町商工会が町の補助金を不正に受け取っていたことが明らかになったが、本市においては、その辺のチェック体制についてはどのようなになっているのかとの問いに、この補助金については、広く市民に地場産業を紹介するとともに、地域商工業の活性化を図ることを目的として、毎年1回泉南市商工会の青年部が開催している商工祭りへ定額補助金として90万円を助成しているものであり、また本市における補助金の使途の確認体制については、泉南市補助交付規程に基づいて商工会に対し実績報告を求め、本市において内容等の確認を行っており、田尻町では補助金を不正受給した事件が明らかになったわけであるが、本市の補助金については定額補助ということで支給しているが、田尻町の場合は300万円を限度として事業費に対する2分の1を補助するという補助形態であったため、今回のような事業費の水増し等の事件が起こったのではないかと考えているところであるとのことでした。

これに対し、交付規程に基づいて実績報告を受

けているというが、市としては何もチェックせずに、商工会から提出された実績報告をそのまま信用しているように思われるが、今後は根本的に補助金のあり方、チェックの仕方について工夫していくべきであるとの意見がありました。

また、これに関連して、国においても地方自治体においても、行財政改革の基本は補助金等の支給の見直しをすることであり、また補助金の中には時代に逆行して支給されているものもあるように思われるが、本市においても補助金全般についての見直しをする考えはあるのかとの問いに、これらの補助金については、支給をするに至った過去の経緯により助成されているところであり、本市においても行財政改革の中で再検討をし、一定の見直しを図っていききたいとのことでした。

次に、商工振興費にかかわる問題として、バブル崩壊後の不景気の中で、特に本市の地場産業は依然として厳しい状況にあるが、市行政として、本市の地場産業の振興対策としてどのようなことを行っているのか、その内容を示せとの問いに、これについて市行政としては、融資利子の補給、各種融資制度の活用、中小企業退職金共済制度の助成を行っており、また関係機関と協力を密にして、経営相談、新規創業者向けの相談会等の支援も行っているとのことでした。

これに対し、本市においては、地場産業である繊維産業が本当に厳しい状況にあるが、その点で本市の地場産業である繊維産業に対して、緊急輸入制限措置（セーフガード）等の特別な施策を考えているのか示せとの問いに、本市の地場産業である繊維産業を取り巻く環境は、外国からの大量輸入等の影響で深刻な打撃を受けている状況にあり、市行政としても中小企業の経営の安定化を図ることが重要課題であると認識しており、指摘の緊急輸入制限措置（セーフガード）についても、今後国や大阪府に対して要望を行っていききたいとのことでした。

次に、商工振興費で（株）大阪繊維リソースセンター負担金とあるが、この内容について示せとの問いに、この（株）大阪繊維リソースセンターは平成5年4月に開業しており、その目的は繊維産業の自立発展と活性化のため、情報化への基盤

整備、商品開発、人材育成、ホール等を活用した展示、交流事業等を通じ繊維産業の活性化を図ることであり、このセンターの賛助会員として年会費を負担したものであるとのことでした。

次に、道路維持費の中において、工事請負費の中に防犯灯工事と、負担金補助及び交付金の中に防犯灯新設工事負担金とあるが、これらの違いについて示せとの問いに、まず工事請負費の防犯灯工事については、市内の防犯灯の設置工事のためのものであり、N T Tの電柱への設置工事分もこの中に含まれており、また防犯灯新設工事負担金については、関電柱についての防犯灯の設置工事を関西電力の方へ委託しており、そのため負担金として支払っているとのことでした。

次に、都市計画費の中の都市計画総務費の積立金に緑化基金積立金とあるが、これの内訳について示せとの問いに、これについては、財団法人泉州都市環境創造センターの方から3,500万円、本市清掃課の方で取り扱っている牛乳パック売却金、預金利子等であるとのことでした。

これに対し、この緑化基金積立金の運用状況について示せとの問いに、今年度においては、俵池公園整備工事として同公園の駐車場工事、植栽工事及び市民に花の苗を配布する事業を行い、これらの事業に対し1,119万2,027円の基金を運用したところであり、またこの緑化基金の残高は、平成12年3月31日現在で約1億4,160万円であるとのことでした。

また、これに対し、本市には緑化基金条例が制定されており、この条例に沿って年次計画を立てて市内の緑化を進め、基金の運用を図るべきであると思うが、市としてはこの基金について今後どのような運用計画を考えているのか示せとの問いに、この基金の運用については、今までは主にポケットパーク等の公園の整備事業のために充ててきたところであるが、今後は公園の事業以外にも基金の運用をしていくよう、緑化については幅広い意味で検討していきたいと考えているとのことでした。

次に、都市計画調査費で市街化区域及び市街化調整区域見直し検討調査委託料とあるが、この内容について示せとの問いに、これについては平成

9年度から全国一斉に行われている線引きの見直しであり、本市においても平成9年度から市街化区域への編入を検討すべき地区の抽出、土地利用の現況、道路公園等の土地基盤施設の整備状況等の現況調査を行っており、平成11年度においては、市街化区域への編入の可否、良好な市街化を形成するための手法等についての検討を行い、都市計画変更に向けて法定図書作成並びに関係機関との協議を行ったところであり、また具体的な場所としては、都市計画道路である泉南岩出線の大阪側の側道で、樽井三丁目並びに馬場二丁目の一部の区域約2.5ヘクタールであり、この区域を市街化調整区域から市街化区域に編入をしたが、それについての調査委託料であるとのことでした。

次に、樽井駅周辺地区再開発等調査費で再開発等推進業務委託料とあるが、この調査内容について示せとの問いに、これについては、樽井駅周辺整備用地活用方策の変更業務ということで調査しており、その内容としては、樽井駅前交通広場に近接する民有地の活用方策として施設の計画検討を行い、それらの必要性、関連条件との整合性、妥当性を実証するための資料作成をしているものであり、これらの用地については、土地開発公社で大部分を先行取得しており、それらの有効活用ということで駐車場利用等を考え、調査を行ったものであるとのことでした。

次に、住宅管理費の需用費の中に修繕料1,658万円とあるが、この内訳及び予算計上時におけるその年の計画について示せとの問いに、この内訳については、一般住宅の修繕料として109万円、前畑、宮本の同和住宅の通常の維持管理に伴う修繕料として838万円、前畑、宮本の同和住宅における空き家の修繕料として710万円で、件数としては9件あり、また予算計上のときのその年の計画については、大規模な修繕については予算の関係もあり、次年度に回したものもあるが、通常は過去の年次別の実績等を勘案して一定の額の予算計上を行い、別段計画を立てての修繕は行っていないとのことでした。

次に、住宅管理費の委託料の中に粗大ごみ収集委託料とあるが、この内容について示せとの問いに、これについては、入居者が勝手に粗大ごみを

放置することがあり、市としても注意や指導を行っているところであるが、それが見苦しい状況になったときに一定の期間で収集を行っているものであり、それに対する委託料であるとのことでした。

これに対し、この粗大ごみについては、入居者自身が放置したごみであり、見るに見かねた状態になってから市が委託料を支払って業者に処理してもらおうのではなく、管理人や集金人、関係団体を通して入居者に注意を呼びかけるなり、市行政として一定の指導を行うなりして、入居者自身が自分たちできっちりと処理するような方向づけをするべきであるとの意見がありました。

次に、消防費について申し上げます。

まず、常備消防費の中で、使用料及び賃借料のうちで寝具借上料を毎年40万円程度支出しているが、借り上げるより購入する方が経費節減ができるのではないかとこの問いに、これについては、消防業務における仮眠時の寝具の借上料であり、購入ということについても種々検討したが、寝具については毎日の仮眠時に常に使用するものであり、乾燥等衛生上の問題もあるので、リースにより対応しているとのことでした。

また、負担金補助及び交付金の中で、消防ヘリ運営負担金については、山火事等があった際には消防ヘリに出動してもらっているが、出動要請した場合にはその負担金がふえるものか、また、これとは別に救急救命用として利用できるのかとの問いに、大阪市の消防ヘリについては常時2機保有されており、その運営経費に対して府下市町村において分担して負担しているもので、その負担割合については、人口割、財政力指数等により負担しているとのことであり、またその内容としては、山火事の際の出動、春秋の火災予防広報、訓練参加等に出動を願っているとのこと、救急救命時の消防ヘリの使用については、大阪府においては離島がないため、救急救命用としては特段利用していないとのことでした。

また、職員にあっては各種の資格取得がされていると思うが、現在の消防体制の中で各項目においてどのような資格取得がなされ、現場においてどのように生かされているのか。また、その消防

体制の中で、レスキューについては現体制において国・府基準を満たしているのか。例えば、救急救命士についてはどうか示されたいとの問いに、消防における資格取得は、救急救命士の資格取得については、現在8名が取得し、また高圧ガス取り扱い、ガス溶接作業、潜水土等の資格取得者もあり、レスキューについては、救急救命士は高規格救急車に搭乗しているが、三次救急には搭乗していないとのことであり、また潜水土、ガス切断等については、国基準として何名搭乗するか規定がないとのことであり、今後とも各種資格取得については、人命救助等消防行政に生かせるよう各種資格を取得できるよう努力していくとのことでした。

また、救急業務に関連して、市内の狭隘部における対策と救急車の搬送先に対する対策はどのようにしているかとの問いに、市内の狭隘部の救急搬送については、現在の高規格救急車は車体が広くて道路の狭隘部については進入できないので、現場近くに駐車した上でストレッチャーにて対応しているとのことであり、救急救命については、まず救急救命士が現場到着し、患者に対し必要に応じて応急措置を行った上で搬送しているとのことであり、また救急患者の搬送先等についても、現状では医療機関と係わり、長時間を要せず患者を搬送できるとのことでした。

次に、防火水槽、消火栓であるが、火災時はほとんど消火栓に頼っている現状であり、本市の旧市街地については、道路の狭隘等によりどうしても防火水槽に頼らねばならないが、その管理として点検等を年間どの程度実施しているかとの問いに、防火水槽等については、年間を通じ月2回程度点検を行っているとのことであり、それとあわせて防火水槽の設置場所等の表示看板の補修については、発見後早急に補修を行い、その中で雑草等によりわかりにくい場合には、除草もあわせて行っているとのことでした。

さらに、防火水槽に関して、耐震防火水槽の整備の進捗についてはどのようにになっているかとの問いに、耐震防火水槽の設置状況については、平成8年3基設置以降設置していないが、予算化に向けて長期的に耐震防火水槽の設置を働きかけて

いくとのことでした。

また、地域に設置している消火栓用のホース等の老朽化に伴う対策については、現在のところ筒先、消防ホース3本を設置しているが、老朽化が進んでいるものについては、対策を講じてほしい旨の要望がありました。

次に、教育費について申し上げます。

まず初めに、事務局費における嘱託職員の職務内容と雇用について示されたいとの問いに、嘱託職員については、泉南市教育研究所に設置している教育相談室に現在1名の嘱託職員を配置しているものであり、その職務内容については、保護者並びに子供の教育問題に対してその全般的な悩みの相談に答えるということで、その対応として電話相談、直接面談等において相談業務を実施しているとのことでした。

次に、教育関係の中で、保護者の方々から30人学級に対する強い要望があるが、そのことに対する考え方を示されたいとの問いに、現在学級の定数については、標準法で40人と定数が定められており、最近出された文部省の7次教職員定数改善計画においても、定数の問題についても40人とされているとのことであるが、しかし山積している教育課題の解決に向けてより細やかな指導を行うためには、現在の定数削減が必要との認識のもとに、教育委員会においても国・府に対して学級定数の引き下げを要望しているとのことでした。

また、国の7次教職員定数改善計画においては、小人数による指導の充実が挙げられており、その点からも加配教員が府下につく運びになっているとのこと、教育委員会としても1人でも多くの加配教員の獲得に向け努力していくとのことでした。

次に、同和教育費及び青少年センター費のうちで、補助金等の見直しについては、財政的な問題でなく、一般施策への移行の検討等のように見直しを考えているのか、また、その根拠の問題として適切に補助金に対してチェックを行っているのか、その点を示されたいとの問いに、補助金関係いずれについても、同和教育、人権教育の推進に係る研究団体への助成であり、その補助金の見

直しの件については、同和教育に対する対応としては、ハード面等については既に事業完遂を見ている状況にあるが、教育等に関してははまだ課題が解決をしているという現況には至っていないとの認識を持っているとのこと、この課題に係る研究会については、同和教育、人権教育の状況を踏まえ、今後とも一定の助成措置をしていくとのことでした。なお、その活動内容、補助の執行等については、所定の手続の上、十分内容の精査を行っているとのことでした。

次、夏休みにおける市営プール、学校プールの開放問題では市民から強い要望があるが、どのように考えているかとの問いに、昨年は22日間の開放を行ったところであるが、その中で請願の提出があり、そのことは真摯に受けとめているとのことであり、その中で新年度においては、今までと違った工夫、検討という中で、できるだけ多くの市民に利用していただけるよう考えていきたいとのことでした。

さらに、プールの運営の中において、アルバイト賃金の不用額が生じているが、その内容を示されたいとの問いに、賃金の不用額の問題については、11年度は当初開設は7月20日から8月10日までということでアルバイト募集をし、11カ所のプールの必要予定において算定し、予算計上を行ったが、実際プールを開放すると、雨天の場合等により不用額が生じ、例年と同額程度の不用額が生じたものであるとのことでした。

次に、小・中学校の需用費について、非常に少ないということで大変苦労されていると聞くが、もっと需用費はふやせないのか、行革の中で減らされているが、これで足りているのか、その点どのように考えているのかとの問いに、需用費については確かに少ないと認識しており、今後は予算獲得に努力していきたいとの答弁がありました。

その中で行政としては、予算配分についてはすべて前年度主義であり、これだけ厳しい財政事情となれば対前年対比が基本となっているが、問題であり、不足の状況が生じることをきちっと財政当局に話をして、それなりの対応をしていくべきではないかとの指摘がありました。

さらに、小・中学校の役務費について、各学校

に配分すると幾らぐらいになるのか、また大規模改修についてはどのように考えているかとの問いに、これも小学校11校と中学校4校で分配すると本当に少なく、その予算の配分の基準は、人数割と学級割、均等割という形で配分している状況であるとのことでした。

また、教育予算については、財政の厳しい中でも見直しをかけて、必要なところには予算の獲得ということで努力をしているとのことであり、何をすることも予算の裏づけが必要であり、国・府からの補助金をまず獲得する手だてを考えていきたいとのことでした。

あわせて、予算の配分については、市の財政状況は行財政改革を推進する上において、財政収支の展望でも大変厳しい状況であり、その中で予算の編成作業を推し進めているが、全庁的に見直しする中で、どのように配分していくかということが求められており、財政が厳しいことについては変わりがないので、限られた財源の中で原点に立ち返り、検討していかなければならないとのことでした。

それと、設備の大規模改修の問題については、ことし小学校の耐震予備診断を行い、各小学校11校の調査結果を報告できるよう検討をしているところであるとのことでした。今後については、予備診断の結果をまとめ、その中で危険改築対象か、大規模改造対象とするか、保全対象と区分してその後本診断を行い、国庫認定できるかに進んでいくこととなり、その中で危険改築対象については、今度は耐力度認定調査においてそのものの耐力度を調査し、国庫補助をもらっていくにはどのような形とするか、今後協議していかなければならないので、二、三年はこういう形で進捗していかなければならないとのことでした。

次に、学校施設の修繕費1,300万円の内容と、補修要望ある中で、その11年度にあって施設の修繕すべき部分に占める割合はどのようになっているのかとの問いに、修繕費については、11年度では当初600万円、補正により700万円、そのうち予算執行した額は1,299万円となり、例年施設修繕等の要望を学校から受け、その要望にこたえられるように行っているが、全部できて

ないのが実情とのことでした。また、主な修繕箇所については、東小学校の高圧ケーブルの修繕、砂川小学校の浄化槽の修繕等で、各小学校における種々の修繕を行ったとのことでした。

その中にあって、学校から要望等があったときには、財政難という理由でその要望者が要望できないような状況、ムードをつくってしまうということのないよう、内部において予算等の検討を行い、要望に対応すべきではないのか。現在の学校における種々の問題については、すべて学校の環境問題が関係しており、環境を整えてやらなければ何も問題解決にならないので、そのことを十分認識して、もっと財政とのヒアリングにおいては状況を説明し、予算の獲得に努められ、また今後要望については適切に対応されたいとの意見がありました。

また、その予算執行の中において、工事の入札に関する落札減について、その落札減をそのままの形で計上するのではなく、本当にやる気があるのであれば、行政と協議の上で、予算の不用額のすべて使わなくても一部でも流用、充当して、急いでいるところに使途するような有効な形として使っていくということが適切な措置と言えるのではないのかと思う。それと今後特に施設整備についても優先順位もあるうが、要望事項の酌み上げについても、本当にやるということであればこれも早急に対応すべきで、その辺の意思の持ち方が問題だと思うとの指摘がありました。

次に、成人式の問題については近年問題化されているが、式の運営についてはどのようなのか、その実態を示されたいとの問いに、成人祭のあり方については、例年マナーの悪さについては言われているが、ことしは全国的にも報道され、そのあり方につきましては、近隣の市町でも参加者を引きつけるような運営方法についていろいろと情報交換等もするが、これといったものがなく、成人祭が終わった後に新成人の実行委員に集まってもらい反省点等を聞き、その中で要望、意見があれば今後取り入れていきたいとのことでした。また、式典の運営につきましては、新成人でお願いしているのが現状であるとのことでした。

その中で、成人式の問題については、せめて式

の時間ぐらいいは式典に参加するような対応、環境づくりを考えるべきではないかとの意見がありました。

次に、給食センターの廃水処理については、いまだに合併処理で排水しているが、公共下水が整備され法的にも3年を経過しているため、早くつなぎ込まないといけないと思うが、その中で施設の建てかえ問題もあり、二重投資になってはとのことであったが、その経過を示されたいとの問いに、下水へのつなぎ込みについては、給食センター施設そのもののあり方を一定検討した時期があり、その中で基本的には当面施設の改修なり機材の購入を行うという方向性を定めているので、それとの関連において、13年度において下水道へのつなぎ込みを実現していきたいとのことでした。

さらに、学校給食の問題で、食材の安全性についてどのような対応をしているのか、学校給食のパンなどの小麦粉を使っている部分でかなり危険なものがまじりやすいと言われているが、その点のチェック体制について示されたいとの問いに、パンの購入、食材のチェック等の対策として、食材の購入については大阪府財団スポーツ教育振興財団において一括購入をし、小麦粉については純国産製の小麦粉を使用しており、また食材の残農薬検査等を実施し、給食センターにおける物資のチェックについては、学校給食会の物資購入企画に基づいて学校栄養士が検品検査をし、安全を期して学校給食の業務を行っているとのことでした。

これを受けて、なぜこういう財団を通して食材関係を仕入れるのか、本市は農業も盛んであり、教育的観点からいえば地元産を使うということは大事だと思うが、大きなところにゆだねなくても地元のものを使うということを基本とすべきであり、地元産のどのようなものを使っているのかとの問いに、物資購入については、大阪府の外郭団体である財団よりパン、牛乳、米、調味料を一括購入し、その他の食材については、近隣の市場で野菜、魚等を購入して、学校栄養士が検品等を行っているとのことでした。

次に、本市の独自の教育のあり方について、市民から見れば不登校の問題等、教育全体を見て新しい時代にどのように対応されていくのか、その

点についての考えを示されたいとの問いに、新しい教育のあり方ということについて、国・府の動き、そういったものの改革が今進められている中で、本市も種々多面的なところから検討を加え、具体的なことは議会の方にも示して、方向性を持った形で行っていきいたいと考えているとのこと、特に不登校の問題あるいは中学校の荒れの問題、こういったものの解決について、具体的な施策を講じていかなければならないと考えているとのことであり、国・府においてもそういったいろんな事業展開が示されているので、今後も問題解決に努力していくとのことでした。

この件にあって、新しい教育のあり方については、それを討議する審議会を設置しているようであるが、そのメンバー構成にあって一般の方々が入ってなく、あくまで学識経験者ということであるが、これについても、もっと一般の方々を求めていく時代ではないのかと思うものであり、また全国的にも新しい教育のあり方というものを検討しているが、本市もぜひひとつ学力に強いという伝統だけを維持するのではなく、実際に実社会で苦勞された方に参加してもらえようような方策を検討する必要があるのではないかと意見がありました。

次に、公債費について申し上げます。

まず、平成11年度の公債費比率について、平成11年度は警戒ラインと言われる15%を上回る15.5%であり、今後平成14年、15年に償還のピークを迎える中で、市として投資的経費のあり方について、どのように考えているかとの問いに、投資的経費については、平成7年ごろは50億円程度の起債を発行していたが、近年では事業の実施時期を分散させるなどの工夫や砂川駅前再開発事業等の事業の見直しにより20億円以内で推移しており、平成14年、15年に償還のピークを迎えると、その後は12億円から18億円程度の減少に転じ推移するものと考えており、市としても事業については中長期的な展望を持って、担当原課とも十分な協議を重ね、事業を進めていく考えであるとのことでした。

この答弁を受けて、行財政改革の中で具体的に事業の中止や凍結といった見直しがされないまま

単に事業を先送りするだけでは、問題解決になっていないのではないかとの意見がありました。

次に、起債の借りかえについて、今までの議論でも借入金についてはさまざまな制限があるため、借りかえを行うことは非常に難しいとの財政当局の見解であったが、今後これらの借入金の借りかえについてどのように進めていくのかとの問いに、縁故債の借り入れに当たって、10年を経過したものについては借りかえを実施しており、平成12年度には公営企業金融公庫について借りかえが認められたので、利率が7%以上の借入金について借りかえを実施してきたが、政府資金等の他の貸付金についてはさまざまな制限があるので、これらの要件に合致したものについては可能な限り借りかえを実施し、今後高い利率で借り入れているものについても借りかえができるように要望を行うとのことでした。

次に、諸支出金の中のふるさと創生事業推進基金費について、サイン計画を基金の利子で実施してきたが、本来その目的を考えると、早急に基金を全額執行するものと考えるが、基金を全額プールしておくことについて、市はどのように考えているのかとの問いに、サイン計画については、当初高金利時代を反映して基金の利子で事業を実施してきたが、サイン計画も一定の目的を達成した現在、予算の執行は行われておらず、また昨今の低金利時代の中で、利子での運用も困難になってきたことから、今後この基金をどのように有効に使うのか、市全体として議論をしていきたいとの考えでした。ふるさと創生基金については、基金の名のとおり、地域の活性化のために、目に見える形で事業を実施していくべきではないかとの意見がありました。

以上申し上げた点が一般会計歳入歳出の主なる審査の内容であります。

引き続きまして、樽井地区財産区会計から汚水処理施設管理特別会計までの各財産区会計及び特別会計15件につきまして順次審査に入りました。その中で、まず樽井地区財産区会計の質疑の中であって、その主なものについて申し上げます。

まず、財産収入の中の財産貸付収入について、貸付金額の決定について更新時に協議がなされて

いると思うが、何年ごとに契約の更新がされ現在の金額になったのかとの問いに、土地貸付収入については、1年ごとに契約の更新が行われており、昭和62年度までは比較的低い価格で契約を行っていたが、当時固定資産税にも至らなかったという経緯がある中で、昭和62年度から平成5年度まで毎年12%ずつ価格を引き上げてきた結果、平成5年度、6年度で固定資産税と同等の金額になり、その後は2%と5%の上昇率で推移し、平成11年度、12年度については、協議の結果、据え置きとなっているとのことでした。

このことに関連して、関西電力株式会社と中央土地株式会社への土地の貸し付けについて、具体的にどのような土地を貸し付けているか示せとの問いに、関西電力株式会社への土地の貸し付けについては、財産区内にある電柱部分の貸付料であり、中央土地株式会社への土地の貸し付けについては、泉南自動車教習所のある場所であるとのことでした。

また、中央土地株式会社については、土地の又貸しが問題となった経過があり、市としても中央土地株式会社の職種を登記簿謄本等で調査したところ、不動産業、自動車教習所の経営であり、自動車教習所の経営を泉南自動車教習所に委託しているとのことでした。

次に、各財産区の資産の把握について、決算書に記載されている資産以外に資産は存在しないのかとの問いに、樽井地区財産区については、決算書に記載されている資産であると考えており、他の財産区についても、不明な点等については区長等からの聞き取りを行い、資産の把握に努めているとのことでした。

以上が財産区会計における主な質疑の概要でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計では、低所得者への減免制度について知らないという方が多いと聞かすが、周知はどのようにされているのかとの問いに、減免制度のPRについては、泉南市広報やチラシ等でお知らせをしているところであるが、これ以外の周知方法については検討したいとのことでした。

また、このほかには、滞納状況や介護保険との

関係を含めたときの徴収率についても若干の質疑がありました。

次に、下水道事業特別会計では、使用料の未払いで収入がなければ、この特別会計がパンクするのではないかとの問いに、今は投資的事業で一般会計からの負担が大きいですが、下水道整備が完了すれば、当然運営は使用料で賄っていくのが基本であると考えており、また使用料の徴収方法も、現在は水道料金と同時に徴収を願っているが、これまでの滞納がある以上は、個別の徴収方策を考えたいとのことでした。

かくして各会計に対する審査を終了し、最後に市長の出席を求め総括質問を行いました。

ここでの質疑の主なものについては、まず入札制度の問題では制度改善が進められ、抽せん型の改善がなされてきたが、ここに来てその改善が進んでないように思うが、今後の入札制度の改善をどのように考えているのかとの問いに、入札制度の改善ということで、昨年1月から事前公表という形で、おおむね1年の試行ということで実施し、1年を経過したので、現在この辺の分析を行っているところであり、改善すべきところがあれば、その結果を踏まえて改善していくということで、常にそういう考えであるとのことでした。

次に、補助金全般に係る問題として、行革の中で補助金の一律10%カットした程度で、常々行政執行の中であって見直しをどのような形で指示されているのか、また、その見直しについてどのような効果を報告されてきたのか、その点を示されたいとの問いに、各種補助金については、行革において一律カットを行ったが、それは緊急性もあり、一定1割という形で行ったとのことであり、今後は個別の内容によって精査し、その中で必要な部分については補助しなければならないということで、場合によっては増額もあり得るとのことでした。

また、一定その役割を果たしているもの、ほぼ終結に近づいているもの等については、当然見直しを行わなければならないので、指摘の点を真摯に受けとめ、今後とも補助金のあり方、見直しについては早急に取り組んでいくとのことでした。

また、補助金問題に関連して、補助金について

その目的どおり有効に使用されているか、また補助金のカットについては、その補助金の性格、内容により配慮すべきではないか、その点の考え方を示されたいとの問いに、各種補助金については、今後はやはり内容、目的別に精査し、法的に根拠のあるもの、あるいはこれから補助が必要なものも含め、十分精査した中で適切に運用していきたいとのことでした。

さらに、補助との関連の中で、双子川浄苑に係る税の減免について、公益性その他の事情により市長が特例事項の中で減免されているが、税の減免については、やはり平等というのが建前であり、その地域についてはどのように考えているのかとの問いに、双子川浄苑に関する税の減免については、昭和54年当時施設の全面建てかえ時にいろんな面での関係地区に対する協力というのが発端であり、その対応についてはきちっとしなければいけないというふうに考えているとのことであり、この問題については、率直に3地区の地元と協議し、今の時代に合った形でお願いしていきたいと思っているとのことでした。

次に、農業公園事業の見直しについては考えていないのか、これについては過去の市民の里や駅前整備事業の二の舞になるとの厳しい意見があるが、その点の考えを示されたいとの問いに、農業公園については、従前は単独事業という形で行っていたが、国庫補助並びに府の補助との合計で補助金が約65%もらえることとなり、現在でできる限り一般財源の持ち出しを抑える形で事業を実施しているところであり、市の財政に負担を極力大きくかけないということで、事業を一応2年間先延ばしをし、できるだけ投資を抑えるということで進めており、今後もそういう姿勢で完成に向け努力していきたいとのことでした。

また、農業公園に関連して、国・府も全国的な問題であるが、公共事業のあり方、当然費用と公共の問題ということがあがるが、場合によっては勇気ある撤退というのも時代的に求められていると思うが、市の財政が厳しい状況の中で、今後も農業公園にかかる投資的経費が相当な比率を占めていくと思慮するが、その中で費用と効果の関係であえて継続していけるのか、また、それに対する

結果責任をどのように考えられているのか、勇氣ある決断も含めてどのように考えているのかとの問いに、農業公園の問題については、確かに単独でということは今の時代では無理かと思うとのことで、今回国から50%、府から15%の補助で現在事業を進めているとのことであり、今ここでやめてしまうと先行取得した部分の買い戻し部分に補助がつかなくなり、この事業については、前の景気対策の一環の中でそれに乗ったものであり、この制度のあるうちにできるだけやっておきたいとのことであり、その結果65%の補助と35%の起債と一般財源で進め、その中で先行取得した部分を含め買い戻しする方が、市全体として将来的に非常に有効と判断しているとのことであり、また付近には花と農業あるいは緑ということで、多くの市民や近隣も含めて観光的要素によりできるだけ集客していきたいとのことでありました。

さらに、いやしの時代と言われている中で、精神的ないやしの部分も含め、レクリエーションの部分もあるので、ぜひ完成させたいとのことでした。

なお、管理・運営については、効率的な運営が図られるようなシステムを構築し、一定の判断としてそのものが多くの市民に受け入れられるものということとなるので、そのあたりで評価したいとのことでした。

さらに、農業関係に関して、21世紀の農業者に対する本市の考え方、あるいは近代農業技術の取り入れ方、有機農業という問題等について、どのような考えを持っているのか、その中で農業自体の基本的な考え方に対する行政指導のあり方、また農業者の後継者問題等への対応を行い、農業を1つのビジネスとして考えられるような環境づくりを進める上で、農業に対しての考えを示されたいとの問いに、21世紀の農業がどうあるべきかという問題について、農林水産業というのは第一次産業として昔から地域の繁栄を担ってきた基幹産業だと思っているとのことであり、その中で1つは後継者問題と所得の問題があり、国においても農業者の所得水準の引き上げという政策も打ち出されており、また後継者づくりということで

認定農家の制度もある中で、本市にあっては六十数人の方々がその認定を取得され、そのことを踏まえて本市もそれらの施策を十分勘案しながら、農業振興あるいは農業において生計が立つようなシステムづくりに努めていかなければいけないとのことであり、ただ本市においては専業農家が少なく兼業農家が多い中であって、今後とも努力していくとのことでした。

次に、既存火葬場の問題で、新しい施設の建設はいつになるかわからない状況の中で、現在の既存の施設を市民から批判を受けたくないような整備を思い切ってやるべきではないかと思うが、その点どのように考えているかとの問いに、泉南聖苑計画の中の火葬場問題については、昨年6月に地元において協議の門戸を開いてもらい、近々地元と協議に入るということであり、できるだけ早く地元の理解を得て、当面は火葬場の部分から建設していきたいと考えているとのことであり、それまでの間の既設の施設については、施設改善を行ってほしいとのことでした。

次に、市営住宅の問題で、高岸住宅において270万円をかけ改修が行われ、全部の改修が終わっていないが、裁判という問題を抱え、裁判にゆだねるという現在の姿勢ではなく、一日も早く市が約束したことは守るという原点に立ってもう一度考えてもらいたい、その点どのように考えているかとの問いに、市営住宅問題の屋根の改修については、改修は継続して行っているが、係争とは別に管理する立場として改修を行っているものであり、今後とも入居者の意見を聞きながら進めていくとのことでした。

次に、現在の財政が厳しい中であって、予算の配分のあり方については大きな問題があると思うが、その配分の中で教育予算の増額をもう少し考慮できないかとの問いに、予算配分ということについては、11年度においては教育予算の中で信達小学校の附帯施設の建てかえを行ったが、本市の場合は建設の時代は過ぎ去っており、管理の時代ということで、今後は耐震診断の結果が出ないと次に進めない部分もあるが、その耐震診断の結果を踏まえて、改善なり改修については、補助、単独の仕分けをした中で順次取り組んでいきたい

とのことでした。

教育問題に関連して、教育問題について、その中で幼稚園の統廃合問題についてどのように考えているかとの問いに、教育問題の幼稚園の統廃合問題については、行革の中でも1つの項目としているところであり、また教育問題審議会を立ち上げてもらい諮問されていると聞いているので、その中で一定の答申が得られるのではないかと思っており、その結果、当然合意形成の理解を求めていかなければならないとのことでした。

次に、樫井川の河川の汚濁問題で、これからの川なり河川というものについては、地域と共有できるような川にしてほしいと思うが、その点どのように考えているかとの問いに、樫井川の水質問題ではことは下位から2位だったと思うが、それにしても非常に水質が悪く、このたび保健所が中心となり、保健所と行政が一体となって樫井川の水質問題、特に生活排水の実態を含めて連絡調整のための会議が発足するとのことであり、泉佐野、田尻、本市の2市1町が入り、その中で十分議論をしていきたいとのことでした。

次に、下水道会計において受益者負担の2,400万円が未納で、また使用料に至っても921万円の未納があり、何らかの対策をしないと下水道会計が市財政を大きく圧迫すると思うが、何らかの方法が考えられないかとの問いに、下水道の使用料、受益者負担の徴収については、未納ということは非常によくないということで、職員が出向いてでも徴収督促しているところであり、今後ともそういう形で進めていきたいとのことでした。

以上で各会計決算16件に対する質疑をすべて終了し、順次討論、採決に入りました。

そのうち討論のあった会計については、一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計であり、まず一般会計については、市民本位の行財政改革にはほど遠い内容であり、収入の根幹である市税についても高額滞納者に対する甘い姿勢が浮き彫りとなり、高額滞納者への厳しい姿勢をとることが収入の面でも、市民にモラルの面からも、行政の責任を果たすという面でも必要であるが、不十分と言わざるを得ない。

入札についても同様であり、支出の部分でも教

育予算が少なく、学校崩壊の状況等に多くの市民が胸を痛めており、そういう点において教育予算をふやし、教育環境の充実を望んでいるが、老朽危険校舎は放置されたままであって、また巡回バスなど市民の強い要望にもかかわらず、答申待ち等でおくれていること。また、農業公園などの事業の見直しが求められているが、改善が見られない等々の不満な点があり反対であるとの討論があり、片や11年度においては、単年度収支8,291万円余りの赤字となる財政厳しい中で、長年の懸案事項の砂川樫井線の諸問題の解決や信達小学校の体育館の建てかえ工事を初め、公共下水道事業、合併浄化槽設置整備事業、道路新設改良、学校施設整備等、都市基盤整備を中心に成果を上げられ、種々指摘した問題を初め諸問題を先送りすることなく財政構造の抜本的改革や市民ニーズを的確に把握し、市民に活力を与えるような施策を実施されるようにとの要望を付して賛成であるとの討論があった中で、採決の結果、一般会計については賛成多数でもって原案どおり認定可決されました。

次に、国民健康保険事業特別会計にあつては、長引く不況の中で市民、特に低所得者の生活が厳しくなり、介護保険の導入、老人医療費の改悪が進められ大変な状況に追い込まれているが、国保会計についても滞納がふえ、それに対する根本的な対策が求められているが、国保会計への市からの繰り出しの増額や減免制度の充実をさせ、安心して暮らせるものとなっていないとのことで反対であるとの討論があった中で、採決の結果、賛成多数でもって原案どおり認定可決されました。

次に、下水道事業特別会計にあつては、下水道会計については財政的にも大変な問題をはらんでおり、合併浄化槽と公共下水道という二本立てで進んでいることから明らかであり、広域を一括して行う現在のやり方では責任の所在が明確にならなく、地域に見合った下水道処理システムを早急に見直さない限り、将来的に財政的に行き詰まるだろうし、また市街地が抱える下水処理問題、下水の使用料の未納などにより、まだまだつなぎ込みをする状況ではなく、もっと下水処理に対し柔軟な対応が必要であるとのことで、反対である

との討論があった中で、採決の結果、賛成多数をもって原案どおり認定可決されました。

なお、その他の13件の会計については、討論もなく、いずれも全会一致で原案どおり認定可決されました。

以上、本特別委員会に付託を受けました平成11年度各会計16件の審査及び結果の報告といたします。

議員各位におかれましては、本特別委員会同様よろしくお願いいたします。

議長（奥和田好吉君） ただいまの委員長長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

———ほかにありませんか。———小山委員については、決算委員と見受けられますけども、御協力を願いたいと思います。ほかにありませんか。———質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。———巴里君。（小山広明君「議長、議事進行」と呼ぶ）小山君。

3番（小山広明君） 議長から決算委員だから御協力願いたい。だから、そういう趣旨を踏まえて質問しますよ。決算委員であることで矛盾するような質問はしませんよ。もっと基本的なことをしようと思って私手を挙げとるんだから、そらちゃんと当ててもらって、内容によって決算委員だから、おかしい質問だったらそら議長整理していただいたらいいですよ。何にも内容を聞かんのに、決算委員だから御協力いただきたい、だから御協力いただきたいというなら御協力するということで、当ててもらわないとできないじゃないですか。ちゃんと当てて運営してもらわないと、こんなこと私も12年ほど議員やっていますが、初めてですよ、こんな対応は。今までも何回もそんなことやったことあるしやね。当たり前じゃないですか。中身を聞かないでそんなもん手を挙げとるのに、当てないというような運営はないですよ。

議長（奥和田好吉君） 御協力をお願いしたいと思います。巴里君。

22番（巴里英一君） 付託議案第12号、平成11年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定についてから13号、14号、15、16、17、18、19、20、21号までを反

対の立場で討論いたします。財産区会計でございます。

ただいま長時間にわたって大変御苦労さんでございました。報告いただいた中で、財産区についてのみ反対の討論をいたします。

御承知のように樽井財産区につきましては、特別地方公共団体として地方自治法第294条に基づいて設置をされた機関でありまして、その機能については御承知かと思いますが、296条の3に財産区管理会の権能として存在しております。その中で財産区が行うべきことということで載っておるわけでありまして、特にその段の実例において、はしょりますが、財産区の収支を命令し、金銭または物品の出納保管をつかさどることなどは、財産区管理会または財産区管理委員に委任することができないということになっておりますし、平成7年のたしか3月の第1回定例会だと思っておりますが、動議によって樽井財産区の運営についての調査特別委員会が設置されたことがあります。

そして、その報告をいただいた。その委員会の報告の中で、私も委員でありましたが、樽井財産区についてかなりずさんな不法な不穏な収支決算になっておるし、土地賃貸借あるいは売買も個人名で売買していると。金銭出納上においても、私たちの議会あるいは地方公共団体の中になじまないような不当な支出もあるということで、金銭出納も含めて、また地域の研修視察の豪華なあり方にも問題がありまして、委員会で論議をされた。

当時、委員長は現在しております堀口議員でございます。約6回をもって一定の決をつけたわけでありまして、それについてもこのときの理事者側の問題については、問題というより答弁につきましては、このことを改善していくということでありました。そのことを期待しながら過去ずっと続けてきたわけでありまして、一定の改善はなされたわけでありまして、なかなかまだまだ私の主張してきました方向には向いていってないというほど問題でありますし、これはまた後日開かれ予算委員会でも一定の審議をしなけりやならないかなと思っておりますが、事実上事業はできないにもかかわらず事業をしているということも聞

き及んでおりますので、その点も含めて今回のあり方は問題であろうというふうに思います。

また、ずっと私はこの問題でみなし財産区の問題もあります。これは市長から最終的に前向きな答弁いただきました。そのときの答弁の——昨年の答弁であります、私の方で早急に研究会なり検討会を設けたいというふうに思っていると、それで私たちの方法で検討する組織をつくりたいと、こういうふうに考えているんだという答えをいただきました。

そういったこともまだ明快にされてないし、そしてみなし財産区というような法的に存在し得ないものをきちんと整備するのは時間がかかるけれども、そういった方向が見えてこないまま認定するということは、一たん提起した限りは私たちはなかなか承知できないというところであります。

まだまだ言いたいことは多くあるわけでありませけれども、また別の機会に論議を譲りたいと思います。そういった意味ではいろいろの問題がまだ解決されないまま、そのまま認定されるということは、私にとっては非常に不適當であろうというふうに認知いたしますので、そういった点を踏まえて、今回の先ほど申し上げた議案については反対いたしますので、こういった内容を把握されて、皆さんにはぜひとも御尽力いただきまして、御協力いただきまして同意いただくということをお願い申し上げまして、壇上からの討論いたします。

ありがとうございました。

議長（奥和田好吉君） ほかに。———小山君。全議案に対し一括して討論に入っておりますので、ここでのおのこの議案において討論のある方は、この場で全部言ってください。

3番（小山広明君） それでは、議長の方から指名をいただきましたので、決算の一般会計、これは日程第2になりまして、付託議案第11号になると思いますが、これに反対の立場、それからもう一つは、日程第10、付託議案第23号の国民健康保険、そして付託議案第25号の下水道事業特別会計にのみ反対の立場で御意見を申し上げたいと思います。

討論に入る前に、私も議員になって12年以上

になるんですが、かつて議会の場で質疑が打ち切られたというのは初めてであります。内容も聞かずに協力いただきたいということで指名をされなかったということは、泉南の議会の歴史の中においても、議会全体にとっても大変大きな問題を持つことだと思います。

それでは、反対討論に入らしていただきますが、これは1999年度の一般会計決算に反対の立場で討論を申し上げたいと思います。

212億7,567万円——万以下は省略いたしますが——の歳入に対して、差し引きは4,775万5,000円のマイナスという決算内容になっております。翌年度に繰り越す1億287万円、また実質収支は1億5,064万円の赤字でもありません。経常収支比率が100.8ということで、これは当初の行革計画からいえば、当初10ポイント下げるという約束を議会にも市民にもしたわけがありますから、こういう数字からいえば、大幅にこの数字は高い数字と言わざるを得ないわけがあります。公債費の負担比率も府下ワーストの14ということでありまして、15.5というのは警戒ラインを突破しとるということも議論されておりますし、大変危険な状態であります。

地方債の現在高も1人当たりの額は37万8,600円ということで、府下でもこれも14番目に悪い数字であると。さらに、債務負担行為が120億円ほどありますし、また下水道への繰り出しが9億9,632万円あるわけでありませけれども、この下水道会計の地方債の159億円などを合わせますと、600億円を優に超える借金を将来の市民が負担をしなければならないという大変な状況にあるわけがあります。

そういう中で、徴収率も81.5という最悪な状態でありますから、このことが泉南市の財政の厳しい状態を如実にあらわして、そう簡単に脱出できない構造にあると思います。そういう中で、根本的なこれまでのあり方を見直さなければなりませんけれども、市長が今示されておるのは、基本的な考えは変えずにただ先送りをしておる、ただ順番をおくらせるというだけで、どの事業が一体これからの時代に合っているのか、合っていないのかという、そういう構造的な問題にメスを入れな

い限り、先ほど言ったような構造は、私は解決しないと思います。

そういう中で、不納欠損として2億円を超えるお金をもう本来とるべき市税収入であったものを法的に放棄をしないと、このことも大変ゆゆしき問題であります。また、使用料などにおいても、先ほども委員長からの報告がありましたけれども、この一番市民が利用する庁舎の食堂の家賃の問題についても、いまだに解決されずにされておると。このことはやはり市民から見ても大変不愉快な、また本当に納得のできない問題であると思います。

また、住宅の使用料の未済についても1,200万円ほどあるわけではありますが、このことの大きな金額が占めるのは、やはり市営住宅の払い下げに絡む問題であります。市は一体この間、この未納状態を解決するために具体的にどのような努力をしてきたのか、全く見えない状態であります。これは明らかに市の側に責任のある問題であって、このことのおくれがこういう点にも見えてきている問題があります。

さて、そういう中で、向井市政においては空港を推進しておるわけでありませけれども、空港そのものが財政的に大変厳しい状態でありませし、大阪府や国においても、この見直しということが避けて通れない状態であります。しかし、地元中の地元である向井市長においては、推進一辺倒という姿勢しか今見えません。特に、2期事業においては、1期を考えるならば、だれが考えても、素人が考えても、絶対に立ち行かないということは明らかでありますし、全体構想を推進する市長においては、残るものは横風用滑走路でありますけれども、この横風用滑走路が1期と同時に着工されない国際空港、また安全な空港としては、だれが考えても同時着工というのが筋でありませう。そういう安全を無視した、また採算性を無視したこのような空港が、地元住民に利益や、またよくなるはずは絶対ないわけであります。

そういう中で、向井市長が南ルートの問題をいまだに推進しておりますが、このことはだれも市民がまじめに評価したりするはずはないわけあります。現在の北ルートがいろんな不便はあったにしても、容量的には十分足りておるわけであり

ますから、これからの時代それ行けどんどんで、どこまでも便利さを追求する時代ではなく、多少不便でもやはり財政を考えてやっていくというのが、民間もまた役所も通じた1つの時代であることは明らかであります。

そういう点からいえば、南ルートなどの要求は、ましてや泉南市が責任を持ってやる事業でもありませんし、国においても、国がやれないから民間方式でやっとするわけでありませから、だれが考えてもこの南ルートというのはできないわけあります。そういうようなことにきちとした姿勢を示さない、そういう向井市政のあり方が今回の先ほど言った財政問題のやっぱり根幹にあると思われわけあります。

そしてもう1つは、やはり市営住宅の払い下げ問題、これはやっぱりのどに大きく突き刺さった問題であり、行政みずからがやってきた問題を向井市長は解決しようとしませ。向井市長しか解決することができないわけでありませから、こういう問題こそやはりきちと期限を切って解決をして、市長が示された建てかえという結論が今日に至っても方向性が見えないわけでありませから、その判断が間違っておったことは言うまでもありません。そういう方向転換こそ今するべきであります。

そして、教育施設の未整備の問題は、あらゆる角度から議員が指摘をしております。せんだって、私は当該の委員会の皆さんと一緒に一部見せていただいたわけでありませが、本当に豊かな社会と言われる中で、あの学校の状態は単にトイレだけの問題ではなく、構造そのものが今の人が生きている住環境などに比べて、全くコンクリートだけの冷たいああいうところでは、健全な子供が育つはずはありません。もっともっとやはり教育施設に充実したものをやるのが地元行政の大きな責任であるわけでありませが、そのような姿勢を示さない向井市政は、やはり問題であると思われ。

次に、下水道特別会計について反対の立場で討論いたします。

これは35億円を超える予算規模でありませが、このことは内容を見ましても使用料が1億2,00

0万円、調定に対して未済も1,000万近くあるわけでありませけれども、これに対して中部、南部の管理費だけでもこの金額に匹敵するわけでありませ。一般管理費の総務費全体でいっても2億1,000万円を超えるわけでありませから、財政面から見れば、いかにこの事業がむちゃな事業であるかということが明らかでありませ。

この議会での議論の中でも、合併浄化槽に比べて現在の下水道事業は5倍から6倍高つくつという発言が現場から出たわけでありませけれども、そういうことからいっても、財政を無視したこの下水道事業こそが一般会計、泉南市全体の財政を悪化している、こう言えると思ひませ。そういうことから、早急にこのことの見直しを求めるものでありませ。

続いて、国民健康保険の問題について意見を申し上げます。

これはやはり国民健康保険を納めとる方の負担が大変大きい、こういうことが大きな滞納につながっておるわけでありませし、このことはやはり全体を一本化して国民健康保険をしなければならぬということ、市長会を通して大きく叫ばれておることでありませから、例えば市長が負担をしておる健康保険は、3万円にも満たない、2万数千円である。それに対して国民健康保険の負担は倍以上でありませから、だれが考えてもそれは健康を維持するために負担のできる限界を超えておるわけでありませ。

そういう点から、このことも一番市民に近い自治体がもっと効果のある働きかけを国の方にすべきでありませ。でなければ、介護保険が併設され一緒にお金を集めるといところから、二重の大きな破綻に至ると思ひませ。そういう点から、国民健康保険の根本的な改善を求めて反対の意見にさせていただきます。

議長（奥和田好吉君） ほかに。――南君。14番（南 良徳君） 平成11年度一般会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

この11年度においては、単年度収支で8,200万円を超える赤字となる中で、市税徴収のあり方が論議されました。とりわけ、高額滞納者に対しての行政の取り組みの甘さについては指摘せざる

を得ませ。また、これらの問題に絡んで、公務員の守秘義務についても指摘されたところでありませ。

次に、財政厳しい中、補助金の査定についての甘さがあります。また、平成10年から11年にかけて、各種団体の補助金について一律10%をカットされましたが、そのような手法ではなく、査定基準を作成し、活動状況によって増減を図るべきであり、査定の問題とともに指摘しておきませ。

さらに、農業公園を初め公共事業についての見直しも必要であると思ひませ。農業公園について平成11年度においては、約1億8,000万の支出があります。国を初め大阪府や他の自治体においても、公共事業の中止や凍結を含め見直しされていますが、この事業については投資効果やランニングコストをベースに事業評価をし、補助があるからといった安易な考え方でなく、将来に向かって的確な判断をすべきではないでしょうか。

また、教育費においての学校施設整備費で4,400万円の不用額が計上されていますが、施設の老朽化により各学校から整備の要望が多く寄せられており、国庫補助の関係があるとはいえ、これほどの不用額を計上すべきではないと思ひませ。少しでも要望にこたえ予算執行すべきでありませ。

しかしながら、長年懸案の砂川樫井線の補償問題の解決や信達小学校体育館建てかえ工事を初め、公共下水道事業に22億3,100万、合併浄化槽設置整備事業に4,100万や道路新設改良12路線2億6,800万円、学校施設整備に3億7,500万等、都市基盤の整備を中心に成果を上げられていることを高く評価するものでありませ。

冒頭指摘させていただきました問題を初め諸問題を先送りすることなく、財政構造の抜本的改革や市民ニーズを的確に把握し、市民に活力を与えるような施策を実施されるよう要望し、平成11年度一般会計決算について賛成の討論といたします。

議長（奥和田好吉君） ほかに。――大森君。4番（大森和夫君） 日本共産党を代表しまして付託議案第11号、平成11年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定と、23号、平成11年

度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

99年度決算は経常収支比率100.8%と昨年比3.6ポイント減少しましたが、公債費比率は危険ラインの15%を突破し16.8%で、前年度比0.5%増の財政の硬直化が進んでいます。市債の年度末現在高は243億円にも上り、財政運営は厳しい状況になっております。一般会計で2年連続の赤字決算となり、実質収支で1億5,000万円に上る赤字となっています。財政難を理由にした市民いじめの施策がとられております。

長引く不況の中、市民生活は苦しく、市民の願いは、住民本位の行財政改革を行い、入りをふやし不要不急なむだな歳出を減らすことです。これにより早急に財政を健全化し、福祉、教育を守る自治体本来の役割を果たすことが求められております。

今、官房機密費問題や諫早湾の干拓事業、長野県の脱ダム宣言など、市民は税金の使われ方、大型公共事業のあり方に厳しい目を向けております。これらの点から99年度決算について評価しますと、市民の願いの行財政改革にはほど遠く、むだな公共事業優先、同和事業優先の市政が進められております。

歳入においては、税の徴収率アップが何よりも求められております。市の職員の懸命な努力にもかかわらず、府内で最低の徴収率81.5%となっております。また、不納欠損は昨年比より1億円以上ふえ、2億円にも上っております。市税滞納額は21億円にも上り、その半分は27人の高額滞納者によるものです。高額滞納者に甘いと批判もあり、厳しい姿勢で臨まなくてはなりません。

また、入札制度の高どまりも解消されず、99年度において設計価格1,000万円以上の落札率は平均91.9%、最高は99%となっています。入札制度の改善は監査委員からも指摘され、地元業者からも要望されているところであります。税金を1円もむだにしないこと、また透明性を高め談合疑惑などをなくすことが求められております。

歳入の面では、貧弱な教育予算のため、老朽、危険校舎は放置されたままであります。多くの市

民が心を痛めている子供たちの荒れにもかかわる重大な問題となっています。施設だけでなく学校需用費が少なく、運営にも支障を来すものとなっております。

逆に27億円にも上る農業公園計画は、市の危機的な財政状況に拍車をかけるものとなっております。近隣に類似施設もあり、計画の縮小、変更から当初の目的にそぐわなくなっている点、採算の見通し、環境対策が不十分であるという指摘もあり、根本的な見直し、凍結が必要であります。補助金のあり方は、今決算委員会でも自主環境整備補助金、共同浴場運営補助金などが議論となりましたが、事業内容、領収書関係のチェックも不十分であり、改善が求められています。

同和事業、同和教育については、国において終結に向かっていますが、市においては市同研に補助金を出したり、鳴滝幼稚園の幼保一元化に基づく給食費の無料等、さらに管理名目があいまいな駐車場の管理費などむだ遣いと逆差別となっております。同和地域と一般地域との垣根を設ける同和行政、同和教育は、すぐにやめるべきであります。予算の主役を福祉、教育にすることが不況で苦しむ市民の願いではないでしょうか。

地盤沈下と経営難に陥っている関西空港やりんくうタウンからの税収の増加も期待できません。投資的経費が大きく制限されている中、地元業者の発展につながる身近な生活密着型の教育、福祉にかかわる公共事業に回すべきであります。

続きまして、付託議案第23号、平成11年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

介護保険の導入や老人医療費の改悪が進められ、高齢者を初め市民の置かれている状況は大変であります。国保においても滞納もふえ、根本的な対策が求められております。99年度国保決算は低所得者への生活を応援するものとなっていません。市からの持ち出しをふやし、減免制度を充実し、安心して暮らせるものとしなくてはなりません。

以上の点から、11号、23号の反対討論いたします。

議長（奥和田好吉君）ほかにありませんか。――島原君。

16番(島原正嗣君) 平成11年度一般会計決算審査に関し、次の意見を付して賛成するものがあります。

本市は、「水・緑・夢あふれる生活創造都市」としての都市基盤整備が急務であります。特に、収入面におかれましては、市税の低迷、市債残高、義務的経費が大きな比率を占めているところであります。また、少子・高齢化社会や地域の福祉施設の充実、介護事業、環境への配慮など、生活関連社会資本の整備の重要性が求められているところであります。したがって、健全財政の確立と収税率の確保、受益者負担の適正化等、自主財源の確立に万全を期すべきであります。

また、一方公共事業の適正な見直しや入札制度の公正・公平化に努めることが必要であります。さらに、保育に係る超過負担の解消等にも最善を尽くすべきであります。

歳出につきましては、支出の構成比の中で民生費が32.5%、最も高い比率に位置しております。土木費は13.4%、教育費は11.8%、公債費は11.2%、総務費は11.0%、衛生費は8.5であります。また、不用額は5億2,557万8,113円であります。前年度への執行率は94.5%、前年度比2.0%の増であります。

したがって、限られた財政、財源の中で、予算執行に当たってはそれなりの最善を尽くしておられることを評価いたしまして、賛成するものであります。

以上です。

議長(奥和田好吉君) ほかにありませんか。——以上で本16件に対する討論を終結いたします。

討論の結果、16の会計のうち13件の会計に対し反対討論がなされました。よって、これより平成11年度各会計決算認定16件に関し、1件ずつ起立により採決いたしてまいります。

まず初めに、付託議案第11号 平成11年度大阪府泉南市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は委員長の報告のとおり

り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(奥和田好吉君) 起立多数であります。よって付託議案第11号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第12号 平成11年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(奥和田好吉君) 起立多数であります。よって付託議案第12号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第13号 平成11年度大阪府泉南市狐池財産区会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(奥和田好吉君) 起立多数であります。よって付託議案第13号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第14号 平成11年度大阪府泉南市信達市場(久堀池)財産区会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(奥和田好吉君) 起立多数であります。よって付託議案第14号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第15号 平成11年度大阪府泉南市馬場財産区会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決

あります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって付託議案第15号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第16号 平成11年度大阪府泉南市海宮宮池財産区会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって付託議案第16号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第17号 平成11年度大阪府泉南市信達市場財産区会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって付託議案第17号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第18号 平成11年度大阪府泉南市道光寺池財産区会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって付託議案第18号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第19号 平成11年度大阪府泉南市新家高野・野口（大掛）財産区会計歳入歳

出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって付託議案第19号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第20号 平成11年度大阪府泉南市幡代財産区会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって付託議案第20号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第21号 平成11年度大阪府泉南市信達岡中財産区会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって付託議案第21号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第22号 平成11年度大阪府泉南市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 全会一致であります。よって付託議案第22号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第23号 平成11年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって付託議案第23号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第24号 平成11年度大阪府泉南市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 全会一致であります。よって付託議案第24号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第25号 平成11年度大阪府泉南市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 起立多数であります。よって付託議案第25号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

次に、付託議案第26号 平成11年度大阪府泉南市汚水処理施設管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案認定可決であります。

お諮りいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（奥和田好吉君） 全会一致であります。よ

って付託議案第26号は、委員長の報告のとおり認定可決することに決しました。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る12日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（奥和田好吉君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る12日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時39分 延会

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会議長 奥和田 好 吉

大阪府泉南市議会議員 真 砂 満

大阪府泉南市議会議員 東 重 弘